

第4回 地方法人課税のあり方等に関する検討会  
議事次第

平成25年 1月17日(木)  
10:00～12:00  
合同庁舎2号館7階 省議室

1 開会

2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」の  
ヒアリング

佐藤主光 一橋大学政策大学院・経済学研究科教授

井手英策 慶應義塾大学経済学部准教授

林 宜嗣 関西学院大学経済学部教授

3 閉会

配布資料

(資料1)第3回検討会議事概要

### 第3回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成24年11月27日(火) 10時～12時
  - 2 場 所 総務省7階省議室
  - 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、辻委員、中里委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員
  - 4 議事次第
    - 1 開会
    - 2 議事  
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
    - 3 閉会
  - 5 議事の経過
    - 持田信樹東京大学大学院経済学研究科教授、森信茂樹中央大学法科大学院教授、林宏昭関西大学経済学部教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。
    - 第4回の検討会においては、井手英策慶應義塾大学経済学部准教授、佐藤主光一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策研究部教授、林宜嗣関西学院大学経済学部・大学院経済学研究科教授からヒアリングを行うこととされた。
- (以下、質疑及び自由討議)
- (持田教授より資料に基づく意見の発表あり)
- 地方法人特別税・譲与税の改革の方向性として、廃止した上で地方消費税を充実するとのことご提案と、交付税の財源にするとのことご提案があったと思うが、後者を支持されているのか。また、地方消費税と交付税分が1.54%引き上げられたときの判断はどうか。(中里委員)
  - 特別譲与税を廃止し、その分を国税として地方交付税の原資とすることを提案している。(持田教授)

- 経緯からすれば法人事業税の一部を地方法人特別税にしているの、地方税に戻すのが筋ではないか。(中里委員)
  - 一旦地方に戻して、その分を法人税に移譲することになるか。(持田教授)
  - 地方税であったものを国税にするのは地方側としては辛い。地方法人特別譲与税を廃止して復元せず、代わりに地方消費税を充実するとのご提案は傾聴に値する。(石井委員)
  - 地方法人特別譲与税を廃止した場合、その分が法人税に行くかどうかについては議論があるのではないか。また、代替財源として地方消費税を充実することになると、地方消費税率をさらに引き上げるか、国税の消費税との配分をリセットすることが前提になるが、それができないときにはどうしたらよいか。(小西委員)
  - 地方税を国に逆交付するのは地方にとっては非常に苦しいと思うが、地方の行政サービス水準には大きな差があり、我慢してやるしかないのではないか。税源交換については、地方法人特別譲与税を廃止して交付税の原資とする代わりに、交付税原資分の消費税を地方消費税に振り替える選択肢もあるだろうが、一般財源全体として増えないので理念を詰めないと納得されない。(持田教授)
- (森信教授より資料に基づく意見の発表あり)
- 選択肢1として法人二税を個人住民税、固定資産税などの負担増で置き換えるとあるが、地方消費税に置き換える選択肢もあっていいのではないか。選択肢1の理由に「課税自主権の発揮」とあるが、努力しても大きな税収額にはならない。具体的な提案はないか。(石井委員)
  - 今の地方消費税は国の消費税に依存している。地方消費税を国から独立させ地方側で地方固有の財源として地方消費税率の引上げを議論できるならば、その財源で法人二税を引き下げることできると思う。  
また、ロンドンではカウンスルタックスの税率が高い地域ほど住民サービスが良く住民が選んで住むという話も聞く。サービスとの関係で課税自主権を発揮することも可能ではないか。(森信教授)
  - 地方の実態から言うと、税収が足りないのは田舎であり、例えば固定資産税を上げると住民が出て行ってしまう。(石井委員)

- 選択肢2は、今事実上道府県税に独立税がないので、外形標準化すべきとの意図であり、課税自主権の発揮には独立税が重要ということと関連していると理解してよいか。(神野会長)
- その話は選択肢1でしたつもり。2は、法人事業税を全部外形標準化すれば、格差が縮小するという。道府県税にも独立税を作るとの提案と理解してもらってよい。(森信教授)
- 法人住民税の付加価値割の課税ベースを広げていくと、究極的には現行の消費税と同じような課税ベースとなり、地方消費税と置き換えることができるのか。(中里委員)
- 消費税とのいちばん大きな違いは、加算型付加価値税では国境調整ができないこと。グローバルな競争にさらされている企業の負担を考えると、国境調整ができる方が効率的ではないか。(森信教授)
- 持田教授の発表は租税競争という言葉が地域間競争という文脈で用いられていたと思うが、森信教授の発表では、グローバル経済の中での企業の立地の選択の要素として、国税の法人税を含めた法人課税のあるべき姿というとらえ方での議論なのか。(吉村委員)
- 狭い日本で租税競争をしていいことはないのではないかと思う。(森信教授)
- 選択肢1で法人課税の減税を住民税等の増税で賄うとあるが、市町村には法人税収のウエートの高いところもあり、住民税等に置き換えるのは不可能。選択肢3では、将来減税を求めるとのことだが、地方自治体全体の予算枠を縮小すべきとお考えか。(吉田委員)
- 代替財源を確保して、将来的に法人実効税率を引き下げていくことが必要ではないか。課税ベースの拡大等いろんな財源確保の方法があるので、ネットの減税は考えていない。国と地方の関係はいろんな選択肢があると思う。  
世界の地方税を見ると、スウェーデンでは地方で社会保障をやっているが、ほぼ100%住民税。イギリスは100%固定資産税であり、必ずしも今のあり方でなければならないことはないのではないか。(森信教授)
- 選択肢3に「実質的な「水平的調整制度」とあるが、地方共有の財源とするという意味か。また、この選択肢では不交付団体の財源を取り上げて交付団体に持っていくことになると思うがそういうことか。(小西委員)

- 格差の問題があり、日本経済の一極集中が税収格差を生んでいるのであれば、不交付団体からも負担を求めてもおかしくないのではないか。(森信教授)
- 選択肢2に「空洞化の防止となるか」とあるが、法人の税負担が高くて空洞化が起きているのか。データはあるのか。また企業も応益していればある程度税負担すべきではないか。(中村委員)
- 法人実効税率が高いことが明確に空洞化に結びついているかどうか必ずしも確かではないが、世界的に租税競争のもとで法人税が引き下げられているのは事実。まずは応益税としても、もっと幅広く外形標準課税を行うことから始めてはどうか。(森信教授)

(林教授より資料に基づく意見の発表あり)

- この分割基準では適正な都道府県間の税源の配分ができないという点があれば教えて欲しい。(中里委員)
- 企業の応益性などをとらえるのにいちばんふさわしいのは付加価値額による清算ではないかと思う。(林教授)
- 法人課税は誰が負担するか不確定だから地方税として不適切との話があった。一方では、誰が負担しようと、企業活動が、地方公共団体が提供するサービスに基づいて提供されている以上はその利益を受けている人が負担すべきという学説があるが、これに反論される理由は。(神野会長)
- 企業の商品を買った人が負担しているかも知れないが、意識されない。投票する人が痛みを感じない税金に依存することを危惧する。(林教授)
- 固定資産税も、地域外の人が固定資産を持っていることがあるので不適切ということか。住民以外であっても、所有を含め地域でさまざまな活動をする人が利益を受けるので地方税は応益説に立つのが普通の考え方だが、そうではないということか。(神野会長)
- 固定資産税のうち住宅用は基本的には住んでいる人が負担している。ただ償却資産への課税については法人課税の議論に含めてもいいと思う。  
生産活動に応じた税収は各自治体に配分されるべきであり、応益性は大事だと思う。(林教授)

- 全体の改革イメージはどうあるべきと考えるか。(辻委員)
  
- 地方税収における企業課税のウェイトは下げるべき。また地方法人特別税・譲与税を含めた事業税の税率を下げた上で、課税ベースは付加価値のウェイトを高めるべき。分割基準は付加価値額に基づく清算に移行すべき。(林教授)

以上

# 地方法人課税と財政調整

2013年1月17日

地方法人課税のあり方等に関する検討会

---

慶應義塾大学経済学部 井手英策

# Outline

1. 法人課税の根拠
2. 財政調整の理論
3. 改革の方向性



# 法人課税の根拠

- 利益説(あるいは特権説)
  - 教育、衛生、財産の保護・・・その費用を分担する
  - 株式会社形式で事業を営む利益・特権に対する負担
- 社会費用の配分改善説
  - 利益説に近い
  - 私企業の本価計算に加わらない社会費用の一部を分担
- 支払能力説
  - 法人企業の収益力の高さ
  - 法人利潤の社会的効用の低さ

# シャープ勧告の問題意識

- シャープの「法人擬制説」

- ただし部分統合であって完全統合ではない

- 擬制説の限界

- 1) 利潤が社内に留保されれば、課税されないまま残る

- 2) 法人形態をとらなければ、内部留保による投資拡大が可能

- 3) すべての貯蓄に対し非課税とする必要性

⇒ 事業税を存置し、付加価値への課税を強化

⇒ シャープ税制の解体過程でも、事業税の課税ベースは重要な論点となり、外形標準化として実現

# 続き

- 道府県民税の廃止と市町村住民税の法人均等割の存置
  - 都道府県と市町村それぞれに法人課税は残った
  - 市町村税の行き過ぎた強化
  - 都市県への税収の集中
  - 道府県民税における負担分任性、応益性の希薄化
- ➔ 道府県民税、市町村民税における法人税割の復活
- ⇒ 理論的には洗練されていたが、税収格差が深刻な問題を起こし、そのことがシャウプ税制の解体の一因となった

# 水平的調整への特化は正当化できるか

- そもそも前提として、水平的調整において富裕団体の財政負担は正当化されるのか

アリストテレスの「配分的正義」と「矯正的正義」

- 幾何学的公平＝配分的正義
- 算術的公平＝矯正的正義

➔ 格差のある公平も存在するということ・・・大都市と中小市町村の財政力格差がやむを得ないとすれば、再分配の責任をなぜ大都市が行うのか？

# 国はなぜ財政責任を負うのか

## 【垂直的調整とは？】

各公共団体のレベルに任務、支出、収入を割り当てる

- 当初の国と地方の税財源配分において、中央政府のイニシアティブが全くないということはありません
- ありえたとしても、国の経済政策によって、跛行的な経済成長、人口の移動が生じ、そのことが財政格差を生む
- 日本では、特に、全総により地域間格差が生まれ、さらに、交付税は地方の裏負担を保障する役割をになった

⇒ ゆえに、同一レベルの自治体に生じる財政力格差は、国が保障しなければならない(＝水平的機能を持つ垂直的調整＝事実上の水平的調整)

# 究極的には生存権保障の問題

- 生存権の規定をどのように考えるか？・・・規定を憲法レベルで持たないのはドイツとアメリカだけ

【ドイツ】生存の権利の上位概念としての尊厳の権利

【アメリカ】世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の締約

→ 先進国にあって国の生存保障は普遍的な理念

→ 自治体が生存保障を行うことはありえない（∵低所得層や富裕層の移動、憲法上の規定）

→ 「自治体の生存保障」としての財源保障

⇒ 統一的な生存保障への国の責任・・・これを大都市が持つことは論理化できない＝国には一定の財源保障責任が残り続ける

# 地方法人特別税をめぐって

1) 地方消費税は拡充された? これから拡充?

→ 現状では次の地方消費税の増大の機会はしばらく先?

2) 抜本的な税制改正は行われた? 行われてない? (消費税法等改正法附則第7条との関係)

→ 所得税、相続税等の改正 = 抜本的な改正とあわせた転換

⇒ 国税とされた法人事業税は、緊急避難的な措置であるという観点から、地方税に復元することが望ましい

⇒ 一方、地方消費税の拡充とあいまって、税収格差をどのようにするかが鋭く問われる局面に

# 改革の選択肢

## 1. 税源交換

地方法人特別税の廃止、地方消費税の拡充によって広がる税収格差を税源交換によって是正

➔ 法人事業税、法人住民税のどちらが原資か？

1) 事業税におけるシャープ勧告以来の応益性確保の努力➔外形標準化の流れ、そのさらなる拡大

2) 事業税は都道府県にのみ存在するという非対称性

⇒ 法人住民税(法人税割)を交付税原資とする・・・ただし、あくまでも国の財政責任を明らかにするため、地方の合意のもとに国税化する(≠水平的調整、間接課徴形態の地方税)



# 続き

## 2. 地方共同税化

今後の改正を見込んで、地方消費税に対する課税自主権の強化を議論する必要

→ 日本のメリット(地方消費税の実効税率の高さ、C効率性の高さ)を損なわないため、地方消費税の充実は合理的

→ 地方自治体が住民のニーズを充足することで、国税の増税への租税抵抗を緩和できるという視点は重要

⇒ 地方消費税を共同税化し、地方の財政ニーズに関して討論する場を設け、税率を主体的に引き上げることは可能か？

# 法人事業税の改革の論点

## 1) 地方消費税との二重課税か？

広い意味では二重課税はさまざまな税で観察可能→重要なのは課税のポイントの違い・・・生産物市場税と要素市場税、課税のポイントは多様である方がよい

## 2) 応益性という概念のあいまいさ

一般的に企業が行政サービスから利益を得ていることは正しいが、これを測定し、特定することは困難→便宜的には、物税として外形的に課税することを基準とすることが望ましい(→占領期からの議論)

# 続き

## 3) 法人課税の法定実効税率との関係

法人税の実効税率の高さが問題とされる場合があるが、事業税の所得割部分を縮小し、付加価値割部分を拡充していけば、全体として見れば、法定実効税率の引き下げにつながる

## 4) 分割基準の見直し

ただし、より客観的な指標に基づくものであればよいが、財政調整を目的とした見直しは、応益性、国の財政責任の両面から見て問題

⇒ 事業税の付加価値割部分を拡充する必要性

# 地方税改革の経済学

---

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学政策大学院・経済学研究科

# わが国の地方税制度

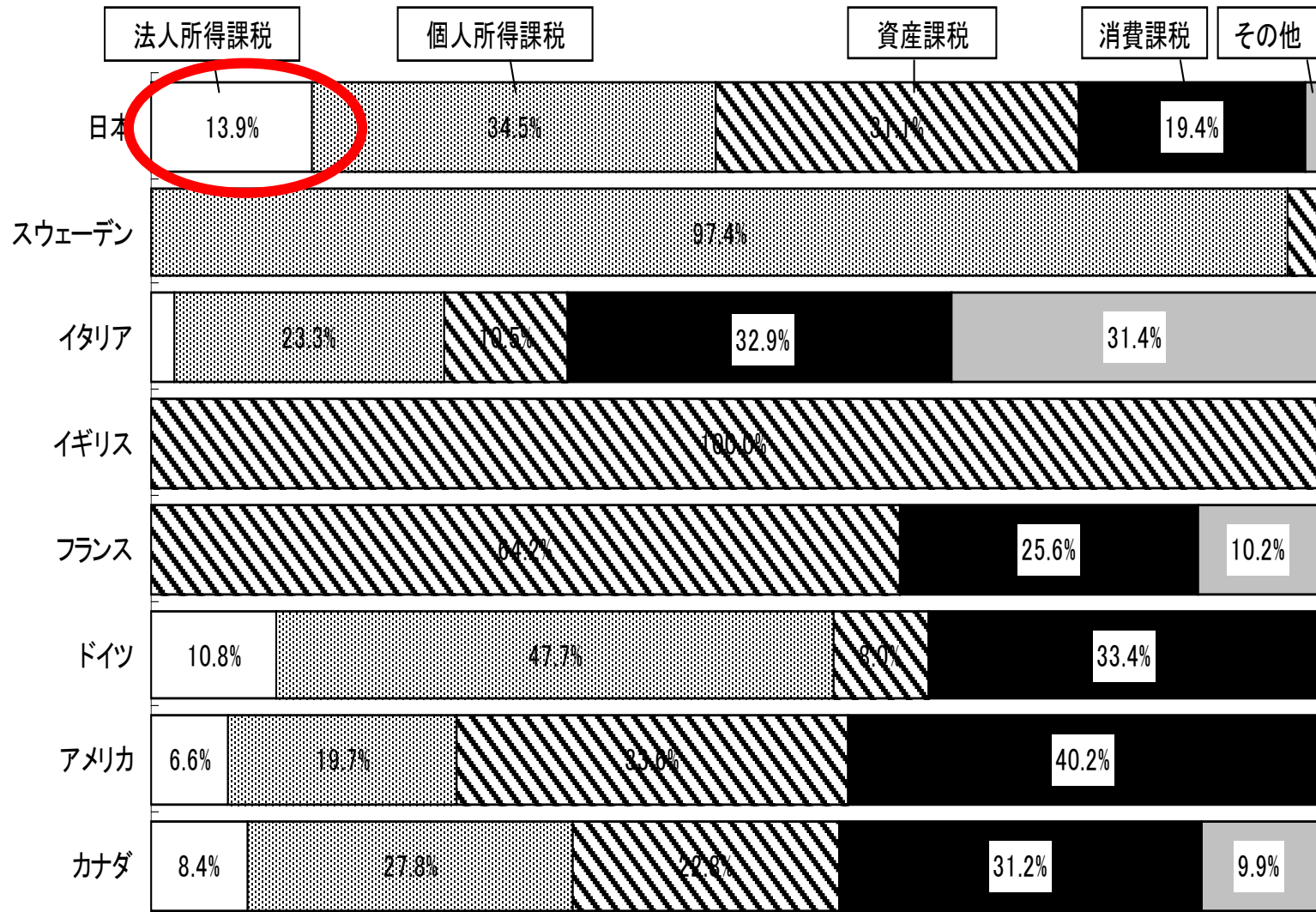
# わが国の地方税の特徴

- ◆ 特徴(その1):多様な税目
- ◆ 特徴(その2):法人課税への依存
- ◆ 特徴(その3):税収の不安定
- ◆ 特徴(その4):地域間格差
- ◆ 特徴(その5):法人課税に偏った課税自主権
- ◆ 特徴(その6):課税ベースの重複とかい離

# 主な国税・地方税

		所得課税	消費課税	資産課税等
国		所得税 法人税	消費税 揮発油税 酒税 たばこ税 自動車重量税 石油ガス税等	相続税 登録免許税等
地方	道府県	法人事業税 個人道府県民税  法人道府県民税 道府県税利子割 個人事業税	地方消費税	不動産取得税
			自動車税	
			軽油引取税	
			自動車取得税	
			道府県たばこ税	
	市町村	個人市町村民税  法人市町村民税	市町村たばこ税  軽自動車税	固定資産税  都市計画税 特別土地保有税 事業所税

## 地方税収の構成割合の国際比較(2010年)



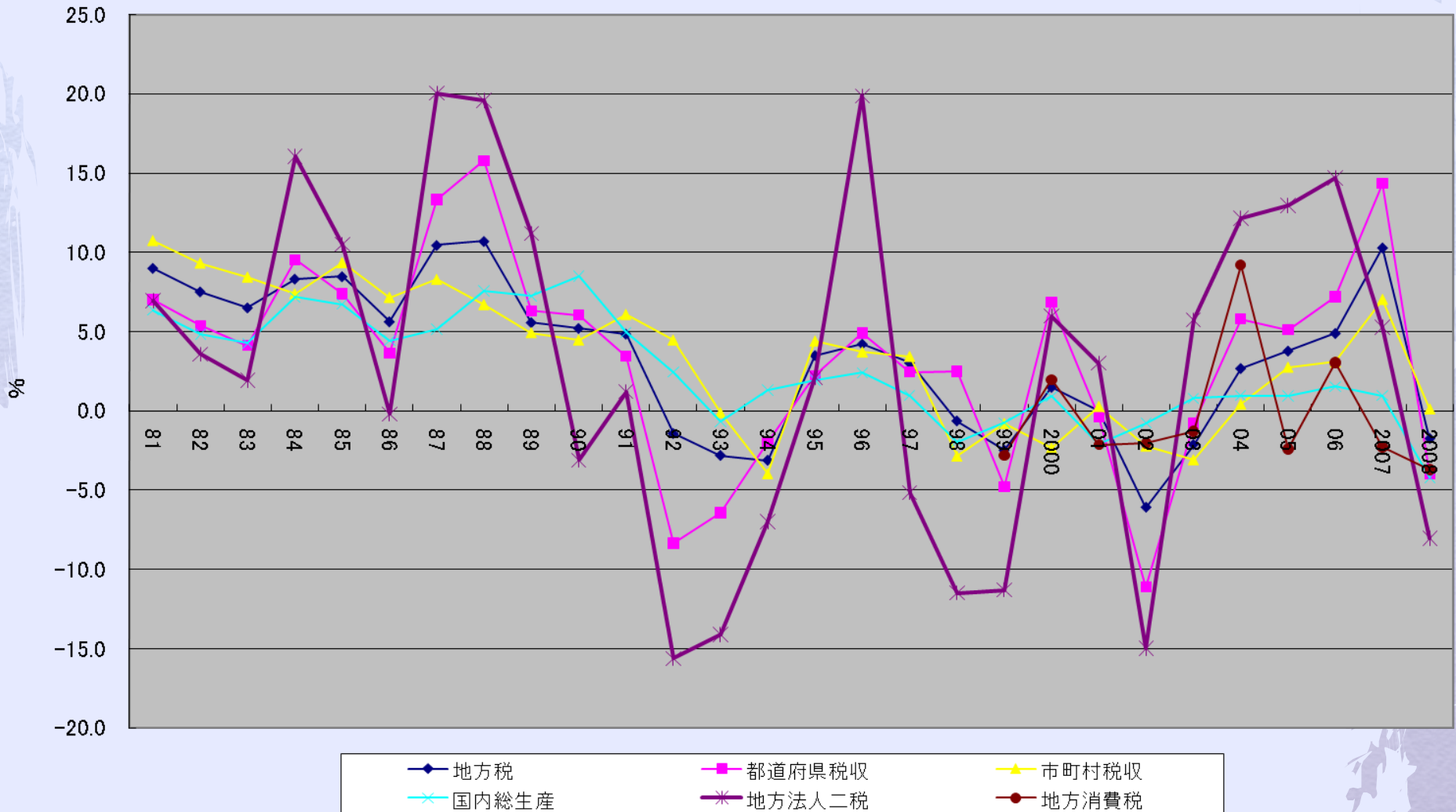
(注)ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

(資料) OECD「Revenue Statistics 2010」

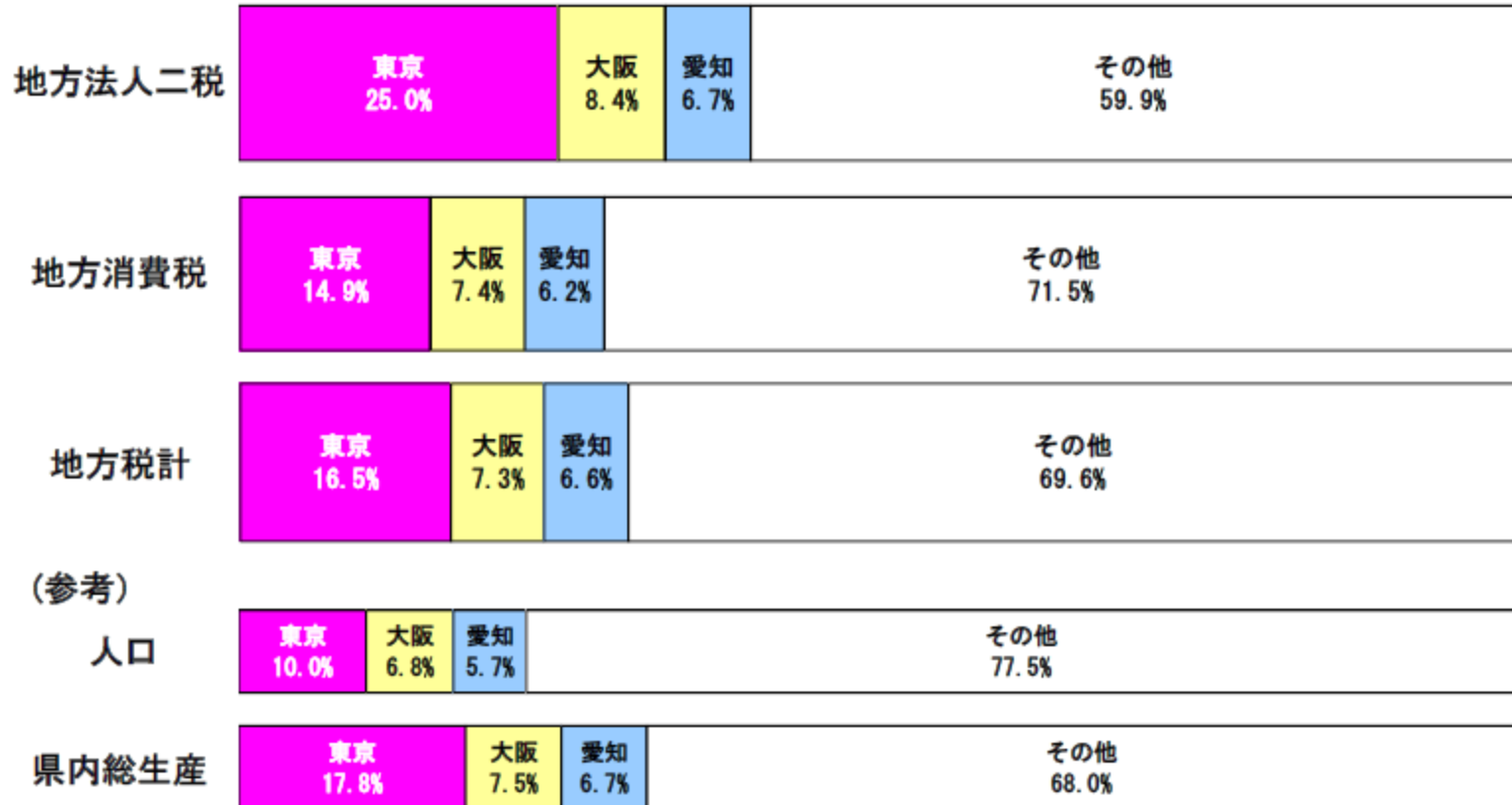


# 税収の変動

地方税収の変化率(対前年度比)



### 地方税収の偏在度(平成22年度決算額)



# 課税自主権の状況

## ○ 超過課税の状況

### ア 超過課税実施団体数 (H22. 4. 1 現在)

#### ○ 都道府県

##### <道府県民税>

個人均等割 30団体 〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割 1団体 〔神奈川県〕

法人均等割 30団体 〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割 46団体 〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体 〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税> 1団体 〔東京都〕

#### ○ 市町村

##### <市町村民税>

個人均等割 3団体 〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕

所得割 2団体 〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割 404団体

法人税割 1,003団体

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体 〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美瑛市、虻田市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、山形町、南幌町、栗山町、滝島町、滝上町〔青森県〕鯉ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税> 34団体

<入湯税> 2団体 〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

### イ 超過課税の規模 (H21年度決算)

道府県税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
道府県民税	個人均等割(30団体)	175.2億円
	所得割(1団体)	27.3億円
	法人均等割(30団体)	83.9億円
	法人税割(46団体)	735.3億円
法人事業税(8団体)		771.9億円
自動車税(1団体)		4百万円
道府県税計		1,793.6億円
市町村税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
市町村民税	個人均等割(3団体)	15.0億円
	所得割(2団体)	75百万円
	法人均等割(411団体)	146.0億円
	法人税割(1,024団体)	1,858.4億円
固定資産税(164団体)		377.1億円
軽自動車税(34団体)		6.7億円
鉱産税(34団体)		8百万円
入湯税(2団体)		23百万円
市町村税計		2,404.1億円
超過課税合計		4,197.7億円

※ 地方法人二税の占める割合: 85.7%

(注) 団体数は、平成21年4月1日現在。

※ 総務省HP公表資料から作成

出所: 総務省

# 参考：租税競争と租税輸出

	意図	課税自主権の行使	対象	横並び？
租税競争	企業・資本の誘致	税の減免	新しい資本＝新規企業	結果(≠志向・前提)としての「横並び」(対称均衡)
租税輸出	住民以外(企業等)への税負担の転嫁	超過課税	古い資本＝既存企業	

# 課税自主権と納税コスト

- ◆ 法人税からの課税ベースの乖離
    - －法人事業税の外形標準化
    - －法人住民税・法人事業税の納税単位は単体法人
  - ◆ 連結納税制度:「法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とする。」
  - ◆ 「固定資産税については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価法を維持する」
    - －償却資産評価の相違(償却可能限度額)
    - －減価率・評価額の最低限度(5%)は現行どおり
- ⇒納税者(企業)の「税負担」だけではなく「納税負担(コスト)」を高める。

# 法人所得課税対固定資産税

○ 法人所得課税は、毎年度の収益に対し課税するもの。

減価償却の考え方  $\implies$  期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、毎年度の償却額を求めるもの。

○ 固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年度経常的に課税するもの。

出所：地方財政審議会（平成19年7月25日）



法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する**応益負担**や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべき

全国知事会地方税制小委員会（平成19年11月7日）

# 地方税の特徴と課題

特徴	課題
多様な税目	▶法人二税以外の他の地方税を包括した改革 ✓既存の地方税体系の再編成
法人課税への依存	▶税収の不安定 ▶税源の偏在
地方法人課税に偏った課税自主権	▶「取り易いところから取る」志向⇔「住民と正面から向き合った」課税自主権の行使 ✓地域住民のコスト意識の欠如
課税ベースのかい離	▶税制の複雑化 ✓徴税コストの増加

## 参考：課税自主権

- ◆ 「地方においてもまずは自ら汗をかいて行政改革に取り組み、… 超過課税や法定外普通税・目的税などの課税自主権の活用… により歳入確保に努めることが必要」(政府税制調査会「わが国の税制の現状と課題」(平成12年7月14日))
- ◆ 「地方において法人所得に課税することについては、徴税しやすい税源に安易に依存していること… 選挙権を持たない法人への課税は… 住民への説明責任を曖昧にする」(「経済社会の自足的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成17年7月))
- ◆ 「課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり… 住民と正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。」(政府税制調査会「少子・高齢化社会における税制のあり方」(平成15年6月17日))

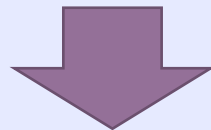


# 地方税改革の混乱？

# その1:理念と実態

## ◆ 美しい「理念」とそうでもない「実態」

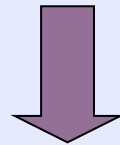
理念		応益原則＝受益に応じた負担
実態	政治的本音	「取り易いところから取る」
	経済的帰結	➤ 税負担の「転嫁」 ➤ 課税ベースのかい離による税制の複雑化
		投資の減少・国内の雇用の喪失・成長力の低下 ⇒ 課税の経済的コスト



## ◆ 経済的帰結(課税のコスト)を無視した「理念先行」の改革論 類似事例:「友愛」・「連帯」

# 法人課税の負担の建前と実際

建前(制度)	実際(経済的帰結)
利益を出している法人企業	<ul style="list-style-type: none"><li>➤雇用(設備投資の縮減)・賃金の低下</li><li>➤生産拠点の海外移転 ⇒労働者の負担</li><li>➤製品価格への上乗せ ⇒消費者の負担</li></ul>



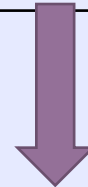
税の支払い ≠ 税の負担

税負担の転嫁

# ねじれた「応益原則」

- ◆ 本来、「応益原則」は法人二税のみならず、住民課税（個人住民税・固定資産税等）にも適用すべき

応益原則		適用範囲
規範	納税者への課税根拠の「説明責任」	住民課税を含む
実態	現状維持の口実	法人二税に限定



住民課税は「政治的配慮」から応益原則が不徹底のまま

## その2:公平感に混乱

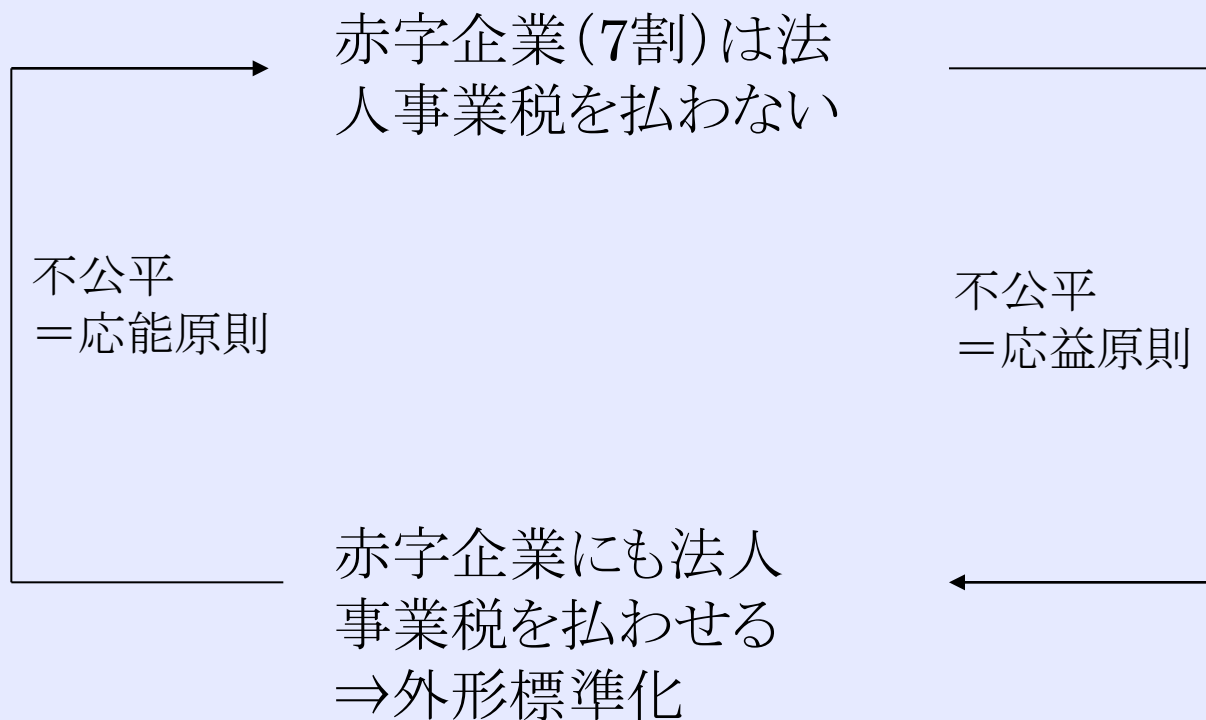
### ◆ 税の公平感

応能原則＝担税力に応じた税負担

応益原則＝受益に応じた負担

	応能原則	応益原則
均等割への公平感	所得に多寡によらない課税は不公平	受益者に対する課税であり公平

# 議論の循環



## 参考：公平感の多面性

	応能原則	応益原則
個人住民税均等割 (=住民に一律課税)	低所得層にも同等の負担を課すので不公平	皆が等しく受益するサービスへの負担であれば公平
公的年金の世代間格差(受益と負担の格差)	世代間再分配とみなせば受容できるかもしれない	負担(社会保険料)に受益(将来給付)が見合わないので不公平
対応する機能	再分配機能	資源配分
機能配分	国	地方

## その3: 国税に隠れる地方税の負担

- ◆ 地方消費税率は消費税(国)率に賦課(25%)

⇒消費税を増税すれば、自動的に地方消費税も増税

⇒国民は「国の増税」と認知・地方は国の増税に「便乗」

- ◆ 地方交付税は「地方固有」の財源・国が地方に代わって徴収し、配分する地方税

⇒納税者は自分の支払う国税(例:所得税)の一部(=32%)が交付税に充当されると認識?

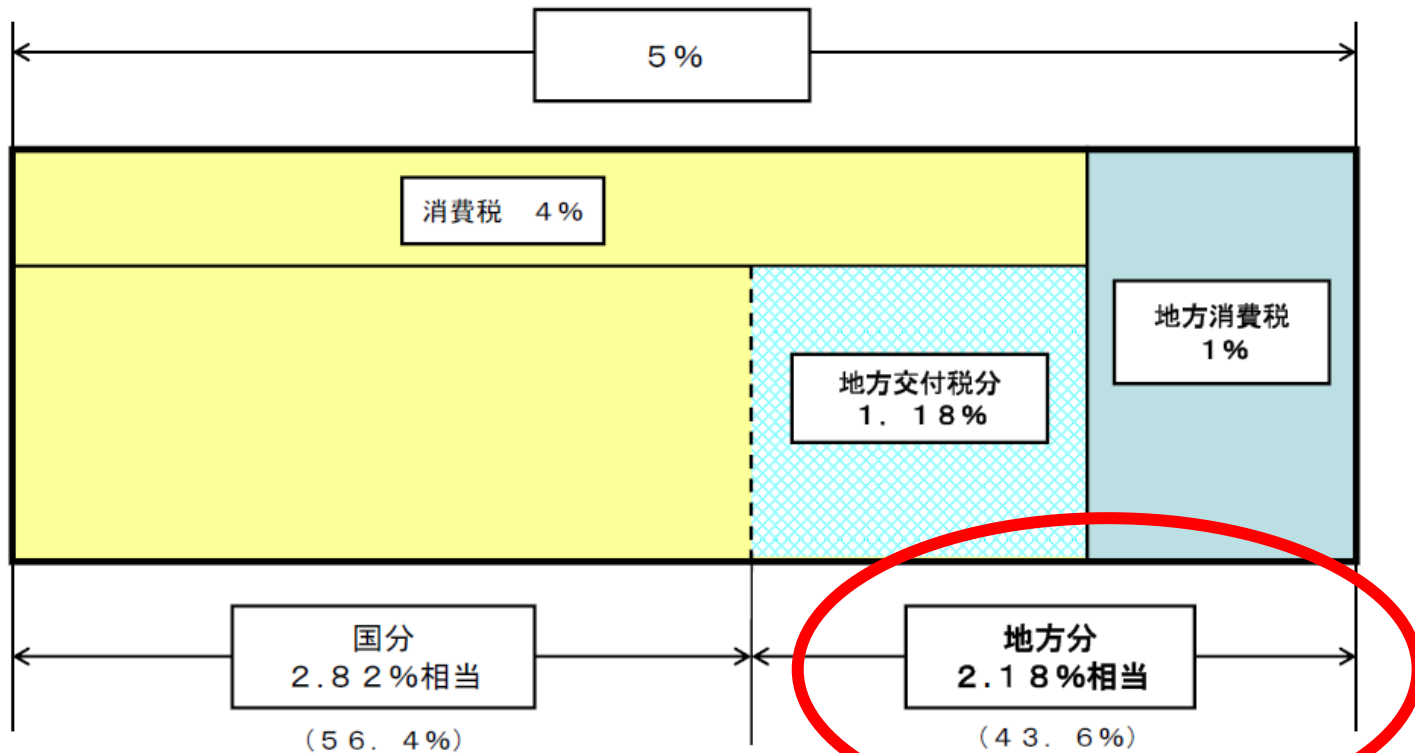
交付税	位置づけ
配分	「地方固有」
負担	国の税金と認識



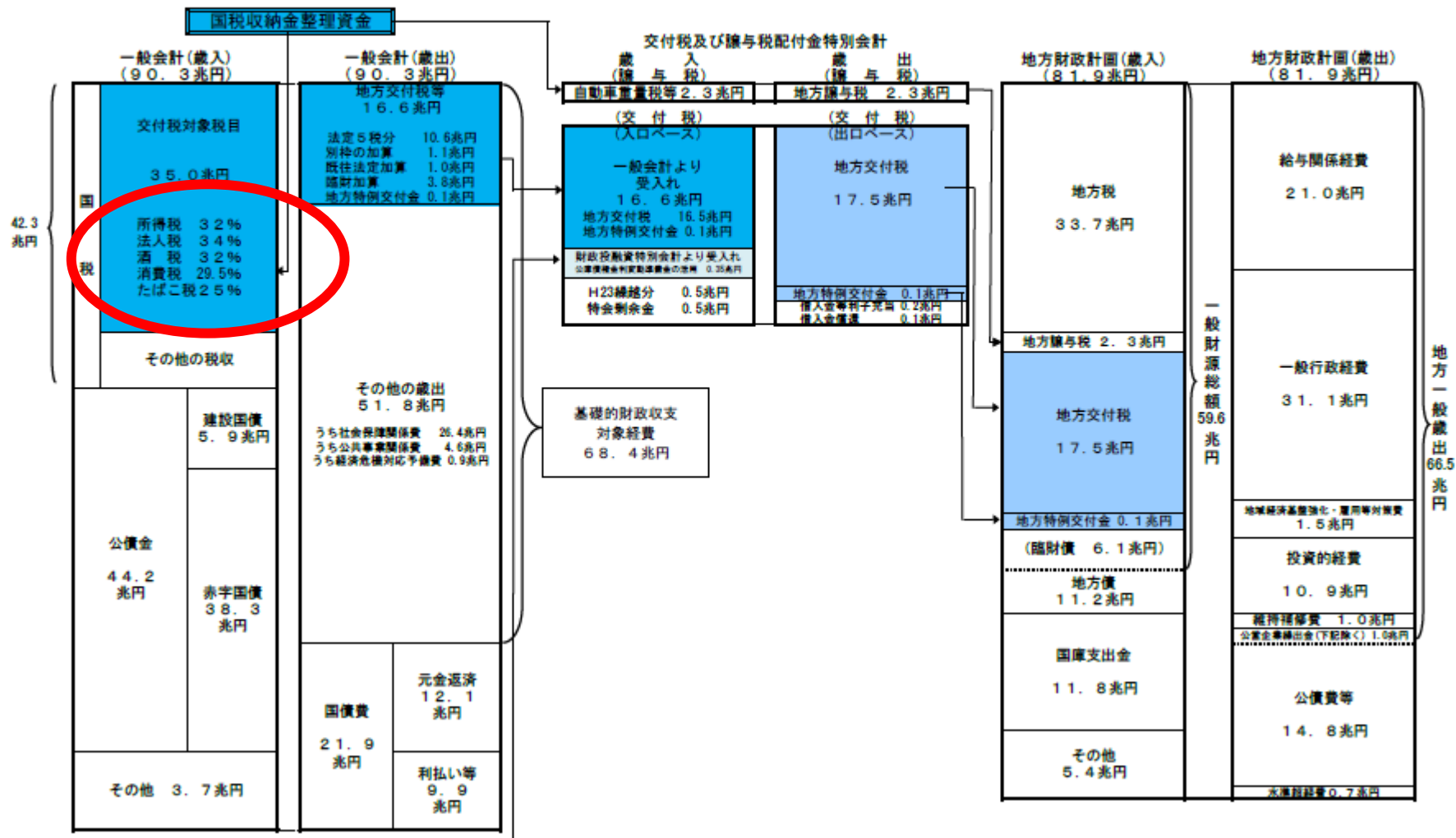
## 消費税の国と地方の配分

平成20年12月9日  
経済財政諮問会議  
鳩山議員提出資料

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



# 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）



## その4:屋上屋を重ねる改革

- ◆ 既得権益との対立を避けるため、現行制度の根本は変えることなく、新たな制度を創設することで課題に対応
- 「現実的」な改革？結局改革は不徹底に終わる？

⇒制度の更なる複雑化

新たな制度	課題
地方新税(法定外税)	地方の課税自主権の強化
外形標準課税	応益原則の不徹底
ふるさと納税	地域間格差の是正
地方法人特別税	
新型交付税	複雑な交付税の算定

# 地方新税

## ○ 法定外税の状況（平成23年4月現在）

平成21年度決算額 459億円（地方税収額に占める割合 0.13%）

### 1 法定外普通税 [単位:億円]

#### [都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	229
核燃料等取扱税	茨城県	6
核燃料物質等取扱税	青森県	111
臨時特例企業税(*1)	神奈川県	6

計 15件 362

#### [市町村]

砂利採取税等	城陽市(都府)、中井町(神奈川県)、山北町(神奈川県)	0.3
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	2

計 7件 12

合計 22件 374

### 2 法定外目的税 [単位:億円]

#### [都道府県]

産業廃棄物税等(*2)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	62
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

宿泊税 東京都 10

乗鞍環境保全税 岐阜県 0.2

計 29件 73

#### [市町村]

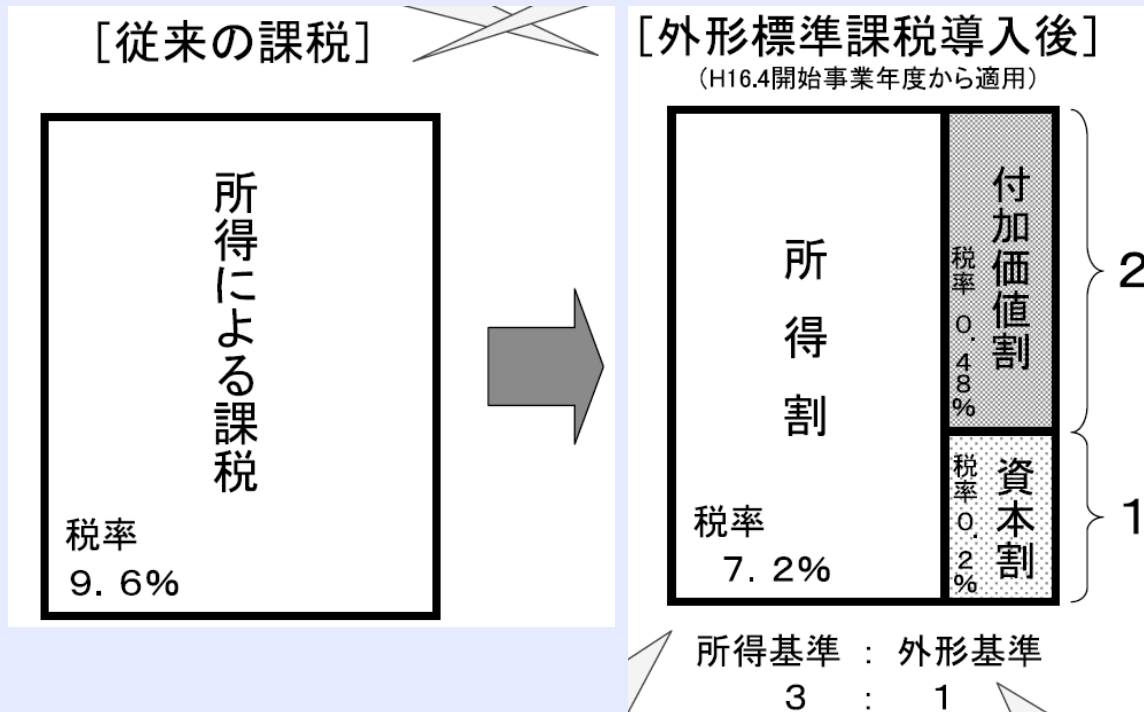
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	7
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)(*3)	0.07

計 6件 13

合計 35件 85

# 外形標準課税(法人事業税)

- ◆ 「税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進」(地方法人課税小委員会(平成11年7月))



# その5:効果と合意

- ◆ 税制改革は「経済効果」の改善に始まり、利害当事者間の「合意優先」に終わる
- 政策は「サイエンス」ではなく「アート」である
- ビジョン＝最終的な姿と移行過程＝激変緩和措置のミスマッチ

⇒本末転倒の改革

	原則	例	変更等
ビジョン	経済合理性(公平・効率)の改善	山頂＝最終目標	固定(場当たりの的に変えない)
移行過程	政治的制約の克服	経路＝現状から最終目標への道筋	柔軟に対応

# 「玉虫色」の解決志向

- ◆ 我が国の政策決定＝ボトムアップ型 ⇒ 利害当事者の合意形成を優先
  - 「効果」<「合意」
- ◆ 利害当事者
  - 中央官庁＝財務省・総務省等
  - 地方自治体(交付団体・不交付団体)
- ◆ 各当事者にとって「都合の良い」解釈が可能な政策  
⇒ 玉虫色の解決(＝「相手を煙に巻く説明」)
- ◆ 当事者間に「同床異夢」 ⇒ 問題解決の先送り
- ◆ 例: 地方法人特別税・「社会保障と税の一体改革」(?)

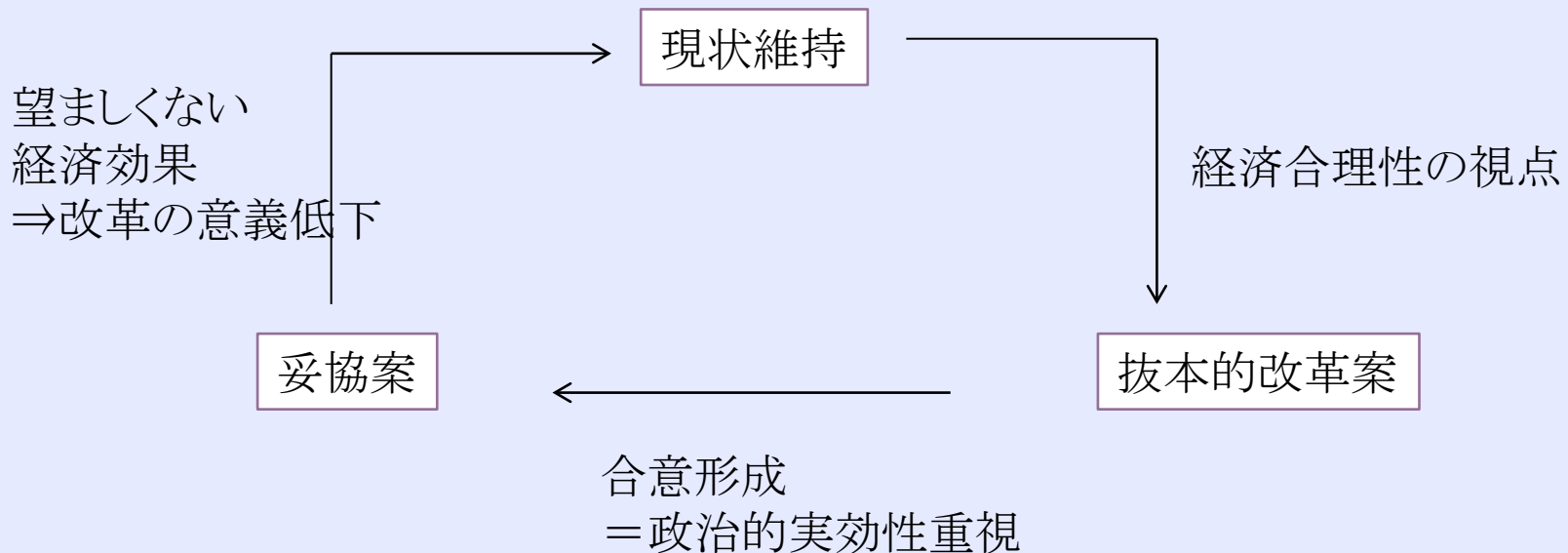
# 地方法人特別税と同床異夢

	狙い	地方法人特別税への解釈
財務省	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費税の死守</li><li>・水平的財政調整による地域間格差の是正</li><li>・交付税の削減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政調整を法人二税の枠内で実現</li><li>・地方消費税の引き上げは回避？</li></ul>
総務省・地方自治体	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来的に地方消費税の拡充</li><li>・自治体間(都市と地方)での利害対立は回避</li><li>・交付税総額の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方消費税の引き上げへの布石(暫定措置)⇒2.6兆円は消費税1%分</li></ul>



# 「政治」対「経済」

	望ましい税	狙い	税制改革
政治力学	負担の所在が不明瞭	政治的反発を抑える	利害関係者間の合意形成を優先
経済学	負担が明確	コスト意識の喚起	経済合理性(効率・公平)の追求



# 「望ましい地方税」に向けて

# 「国税」と「地方税」の役割分担

	機能	政策目的
国税	資源配分機能 再分配機能 経済安定化機能	財源確保 再分配＝応能原則 経済成長の促進 経済安定化(景気対策)
地方税	資源配分機能(公共サービスの提供)	財源確保 応益課税の徹底

# 望ましい地方税

- ◆ 地方自治体の自己決定・自己責任と整合的な税源は？

## 望ましい地方税の条件

- (1) 収入の安定性
- (2) 地域間で偏在しない
- (3) 固定性＝課税ベースが地域間で移動しない
- (4) 住民への応益原則(財政責任)

⇒住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進

# 望ましくない地方税

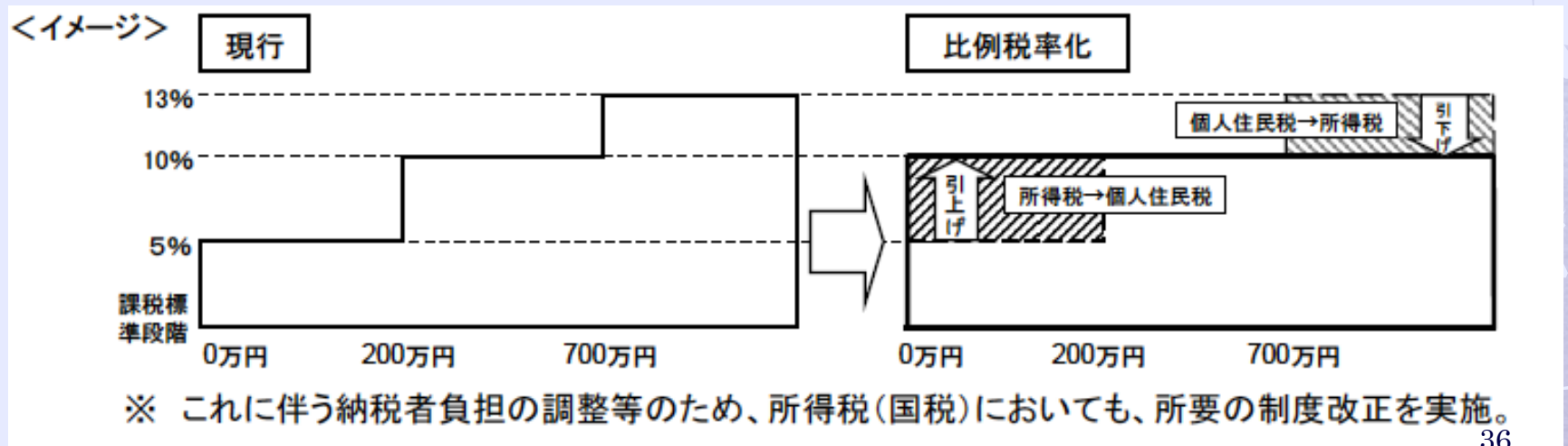
	帰結
税収の不安定性	公共財・サービス供給が不安定
税源の地域間偏在	地域間不公平
課税ベースの地域間移動	財政的外部効果(租税競争)と税収確保の困難
住民への応益原則	放漫財政の放置

図表 5.18 良い地方税？

望ましい地方税の条件	地方税				
	個人住民税		法人 二税	地方消費税	固定資産税
	均等割	所得割			
税収の安定性	○	△	×	○	△
税源の低い偏在性	○	△	×	○	△
課税ベースの固定性	△	△	×	△	○
地域住民への応益原則	○	△	×	△	○

# 個人住民税(所得割)の「比例税率化」

- ◆ 「個人所得税体系における所得税と個人住民税の役割分担」⇒所得再分配は所得税の機能
- ◆ 「応益性や偏在度の縮小」の観点を踏まえフラット化



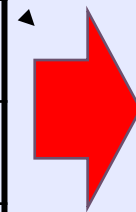
# 地方税の課題と改革

改革の課題	制度改革
税収の安定化 格差の是正	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人二税依存度の引き下げ</li><li>・地方消費税の拡充</li></ul>
「質的分権化」	<ul style="list-style-type: none"><li>・独自支出と地方税のリンク</li><li>・個人住民税(所得割)の課税ベース拡大</li></ul>
グローバル化への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人課税の実効税率の引き下げ</li></ul>
負担の見える化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方消費税の独立税化</li><li>・交付目的税の創設</li></ul>



# 地方法人課税の整理

地方法人特別税	
法人住民税	法人税割
	均等割(資本金・従業員課税)
法人事業税	所得割
	付加価値割
	資本割(資本金課税)
固定資産税	償却資産



改革のオプション	
税体系の見直し	譲与税化
	地方消費税化
	固定資産税等他の地方税で代替
税制の簡素化	国税と課税標準の統一

# 改革試案

# 改革の課題

- ◆ (1) 地方税収の安定化
- ◆ (2) 税源の地域間偏在の是正
- ◆ (3) 経済のグローバル化(国際的租税競争)への対応

# 改革の視点

- ◆ **理念先行** (= 応益課税としての法人二税) を改め、課税の実態 (= 「取り易いところから取る」) と帰結 (= 負担の転嫁・経済コスト) に対処する。
  - 応益課税としての法人事業税(?)  
⇒ 実態・帰結は他の法人課税(法人税・法人住民税)と同様  
⇒ 「思い(= 応益原則)は結果(= 経済コスト)を変えない」(念じてもスプーンは曲がらない)
- ◆ 法人事業税・特別税に限定せず、(1)地方税体系の再編成、(2)法人税を含む法人課税の見直しを視野に入れる。
  - 「説明責任」としての応益課税の原則は住民課税に徹底
  - **「広く薄い課税」の実現**  
⇒ 課税の経済コストの最小化

# 改革のスコープ

<b>国税</b>			
法人税	所得税	消費税	その他

法人課税改革  
⇒グローバル化への対応

<b>地方税</b>				
法人二税	個人住民税	地方消費税	固定資産税	その他

地方税体系の再編成  
⇒税収の安定化・格差是正  
⇒地方分権に適う税制へ

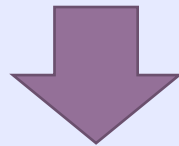
# 法人税改革

	狙い	改革
法人税実効率の引き下げ	▶グローバル化・国際的租税競争への対応 ▶国内の成長促進	法人二税を他の地方税(個人住民税・地方消費税・固定資産税)で代替
国・地方の課税ベースの統一	▶税制の簡素化	法人事業税(二税)と法人税の「共同税化」

- ◆ 富裕層・大企業優遇?  
⇒企業の利益(配当・キャピタルゲイン)は個人(株主)段階で課税
- ▶ (損益通算を合わせて)金融所得課税の強化
- ▶ 国税の再分配機能として実施

# 所得課税の課税ベースと税率

所得課税	原則	改革
課税ベース	経済合理性・客観的基準による	▶ 所得税・個人住民税(所得割)の課税所得の統一 ▶ 法人税・法人二税の「共同税化」
税率	税の機能を反映 ▶ 再分配 ▶ 財源確保	応益課税＝幅広く課税(税率のフラット化) 応能課税＝累進強化



応益課税を根拠に課税ベースを定義するのではなく、税率構造に反映させる

# 何故消費税か？

- ◆ 地方消費税に個別の自治体(都道府県)が課税自主権(税率決定)を行使することはできない

⇒「ゲタ」としての地方消費税

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除 (消費課税)	税負担が生産過程に堆積しない ⇒生産効率性命題の確保 ⇒経済活動を損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離



- ◆ 税制改革の潮流＝所得課税から消費課税へ



# 参考：税の特殊性

- ◆ 「税」とは国民から「政府」(国・地方自治体)に対する「支払い」  
⇒市場で財・サービスを購入する対価としての価格とは異なる
- ◆ 受益に応じて負担を自由に選択できるわけではない≠「誘因両立」(消費者主権)
- ◆ 市場取引＝契約関係≠納税の義務

表：市場取引と税負担の違い

	市場取引	税負担
強制力の有無	自発的	強制的
受益と負担の関係	密接に関連（誘因両立的）	関連が希薄（誘因両立的ではない）
支払い額の選択	購入量は個人が自由に選択	政治的（集合的）に選択＝個々人が自由に選べるわけではない。

# 参考：改革で避けるべきこと

- ◆ 「理想」と「迎合」
  - 理想＝理念先行・神学論争化、理想的改革の追求
  - 迎合＝合意優先・既得権益に妥協

		帰結
理想	理念先行	経済コストを無視した応益課税の追求
	神学論争化	地域間格差・応益課税の定義を巡る不毛な論争
	理想的改革の追求	改革案が「理想的」ではない(課題が残る)という理由で(理想的でない)現状を肯定
迎合	合意優先	「玉虫色の解決」志向
	既得権益への妥協	実効性優先⇒ 改革への国民からの信認の欠如

# 現実的改革？

改革	課題
法人二税の分割基準に平準化	▶実質的には「譲与税化」 ▶納税コストの増加(立地していない自治体にまで納税義務が及ぶ)
外形標準課税(付加価値割)の拡充	付加価値割＝所得型加算法よりも消費型控除法の方が課税として効率的 ⇒地方消費税で代替



▶ (地方消費税とは違って)企業への応益課税？

⇒税負担が製品価格に転嫁されるならば経済効果は消費税と同じ

# 参考：地方の財政責任

- ◆ 限界的財政責任  $\neq$  全体的財政責任  
⇒ 質的分権化が要請するのは、限界的財政責任
- 受益と負担の連動を「担保」



# 改革の工程表

	第1弾		第2弾
法人税改革	地方法人事業税・特別税と法人税の統合・共有税化	法人住民税(法人税割)の減税	共同法人税(地方シェア)の減税
地方税改革		固定資産税・個人住民税(所得割)の拡充	地方消費税の拡充
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 税制の簡素化</li> <li>➤ 格差是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実効税率の引き下げ</li> <li>➤ 法人課税依存の是正(税収の安定化)</li> <li>➤ 地方の財政責任(コスト意識の喚起)</li> </ul>	

# 地方税の拡充

- ◆ 法人住民税(法人税割)の減税に合わせて、
  - 都道府県＝個人住民税(所得割)の拡充
  - 市町村＝固定資産税(土地)・個人住民税(所得割)の拡充

## 留意点

- ◆ 固定資産税については土地の課税標準額を評価額に近づける(優遇措置・激減緩和措置を縮減する)ことで「実効税率」を引き上げ
- ✓ 償却資産については増税の対象としない
- ◆ 個人住民税は所得控除の圧縮で課税所得を拡大

# 地方法人課税の整理

		第1弾	第2弾
法人事業税・特別税		法人税と統合(共同税化)	地方消費税に代替
法人住民税(法人税割)	都道府県	個人住民税(所得割)で代替	
	市町村	個人住民税(所得割)・固定資産税(土地)で代替	

# 改革の経済効果

改革	地方税の格差是正	地方税収の安定化	実効税率の引き下げ	税制の簡素化
法人税・法人事業税・特別税の統一(共同税化)	○	X	X	○
個人住民税・固定資産税の拡充による法人住民税減税	○	○	○	○
地方消費税の増税による共同税(地方シェア)の引き下げ	○	○	○	



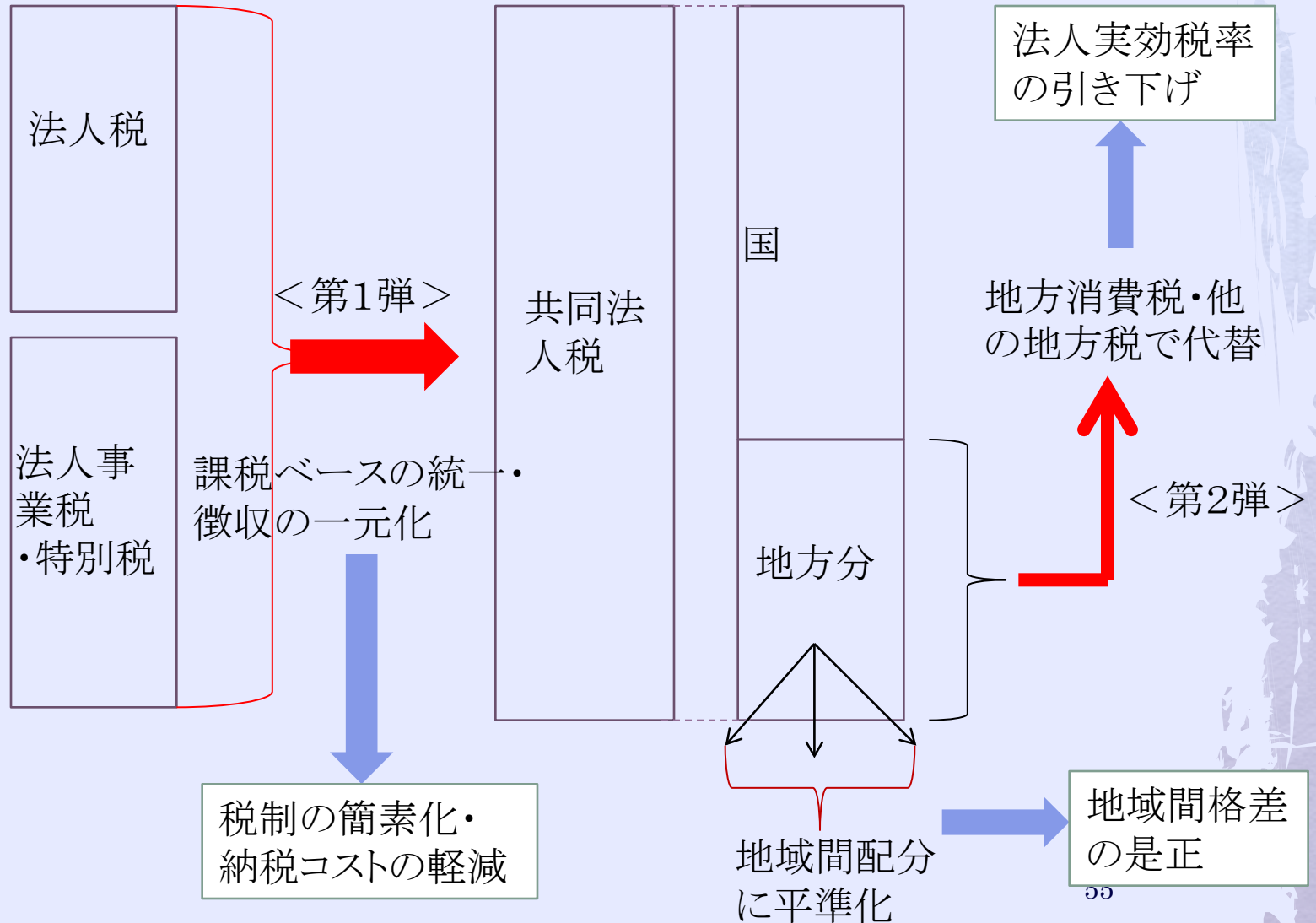
# 法人実効税率の引き下げ

		外形標準	
		適用	不適用
現行制度(平成23年度改正)		34.6%	36.0%
第1弾	フェーズ1	34.6%	36.0%
	フェーズ2	30.5%	32.0%
第2弾		25.5%	25.5%

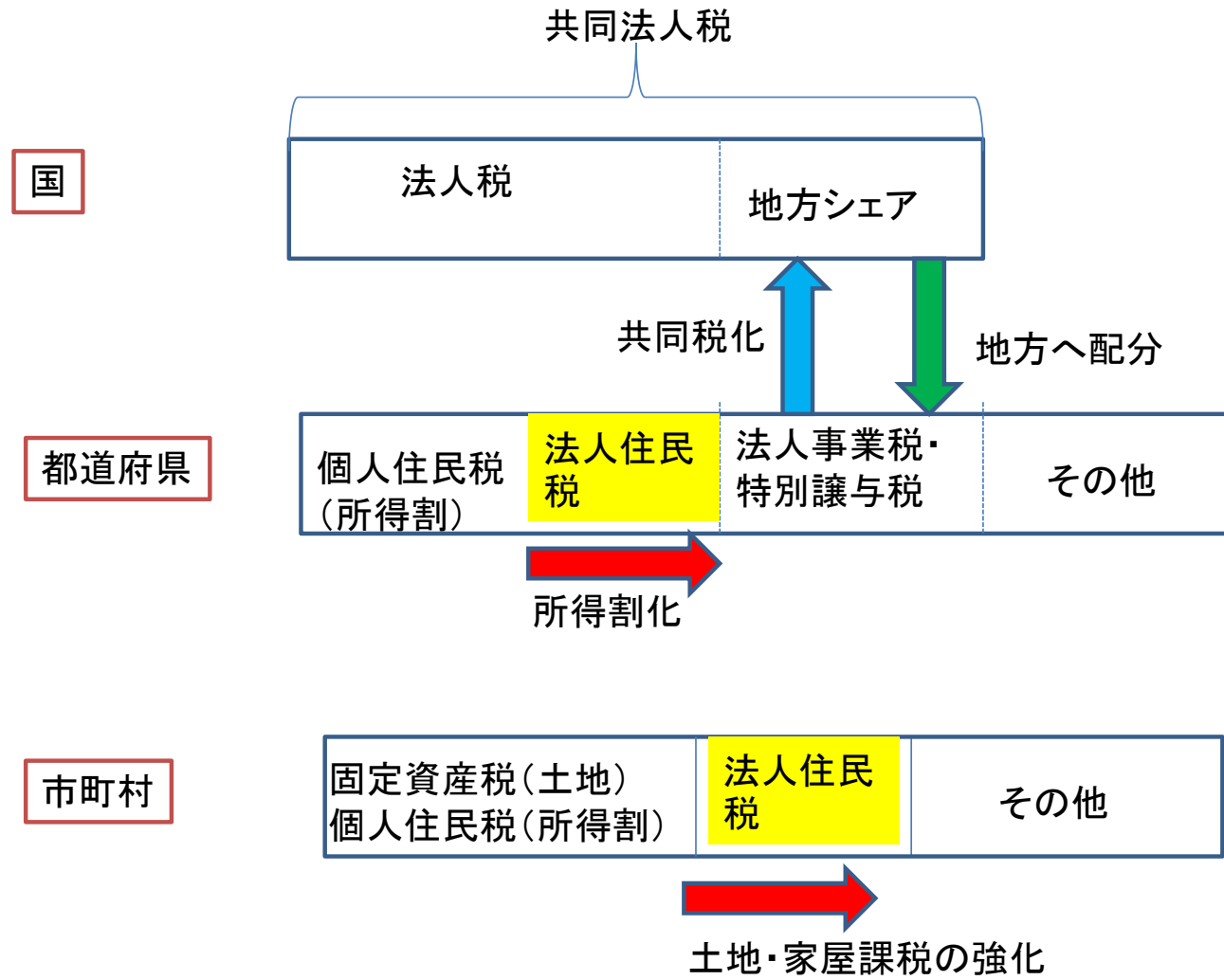
## 留意点

- ◆ 外形標準適用企業と不適用企業で減税の程度が異なる
- ◆ 法人事業税・特別税が損益算入されていることをどのように勘案するか

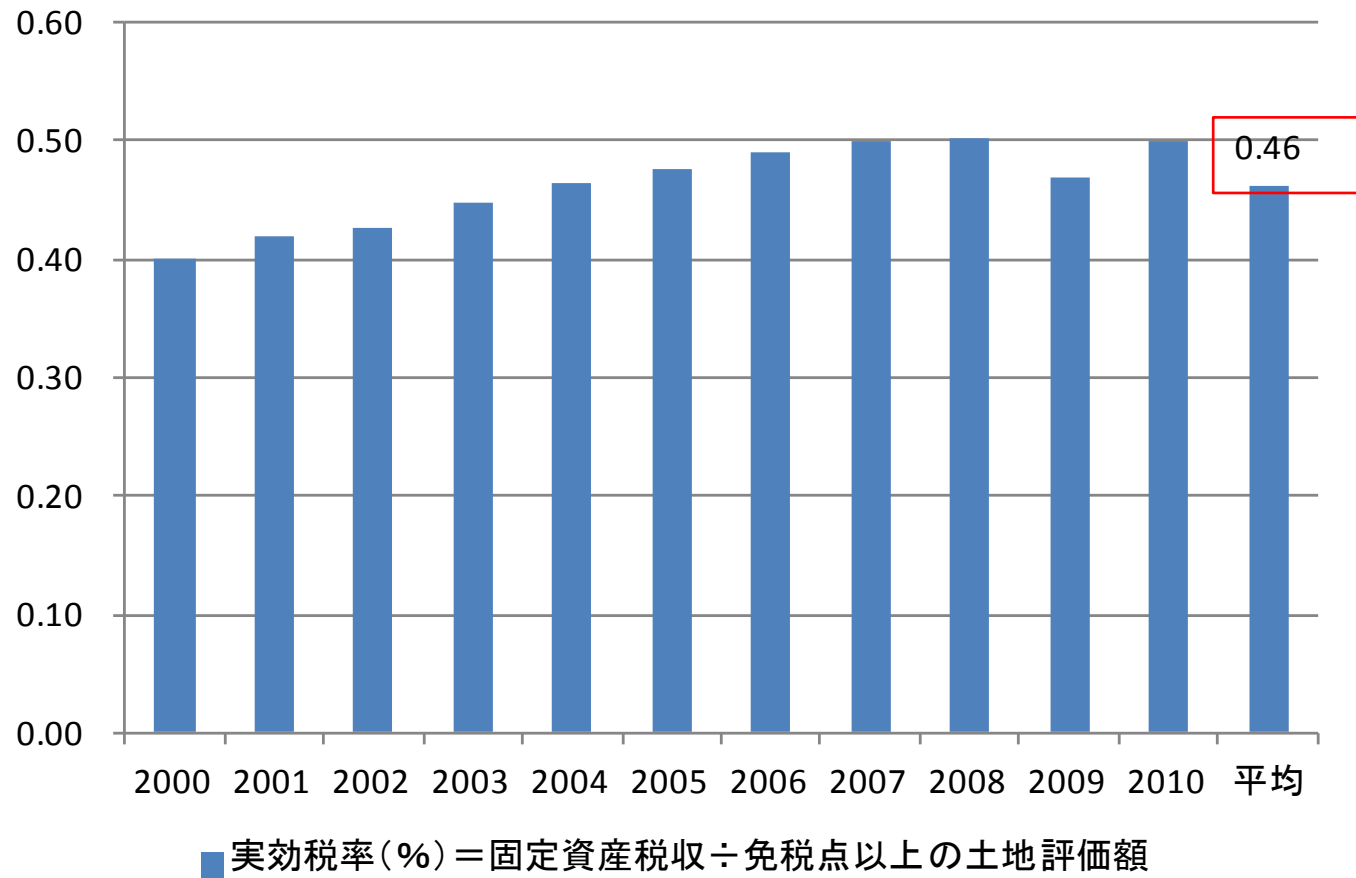
# 【第1弾】法人課税の共同税化



# 【第1弾】税源構成の見直し

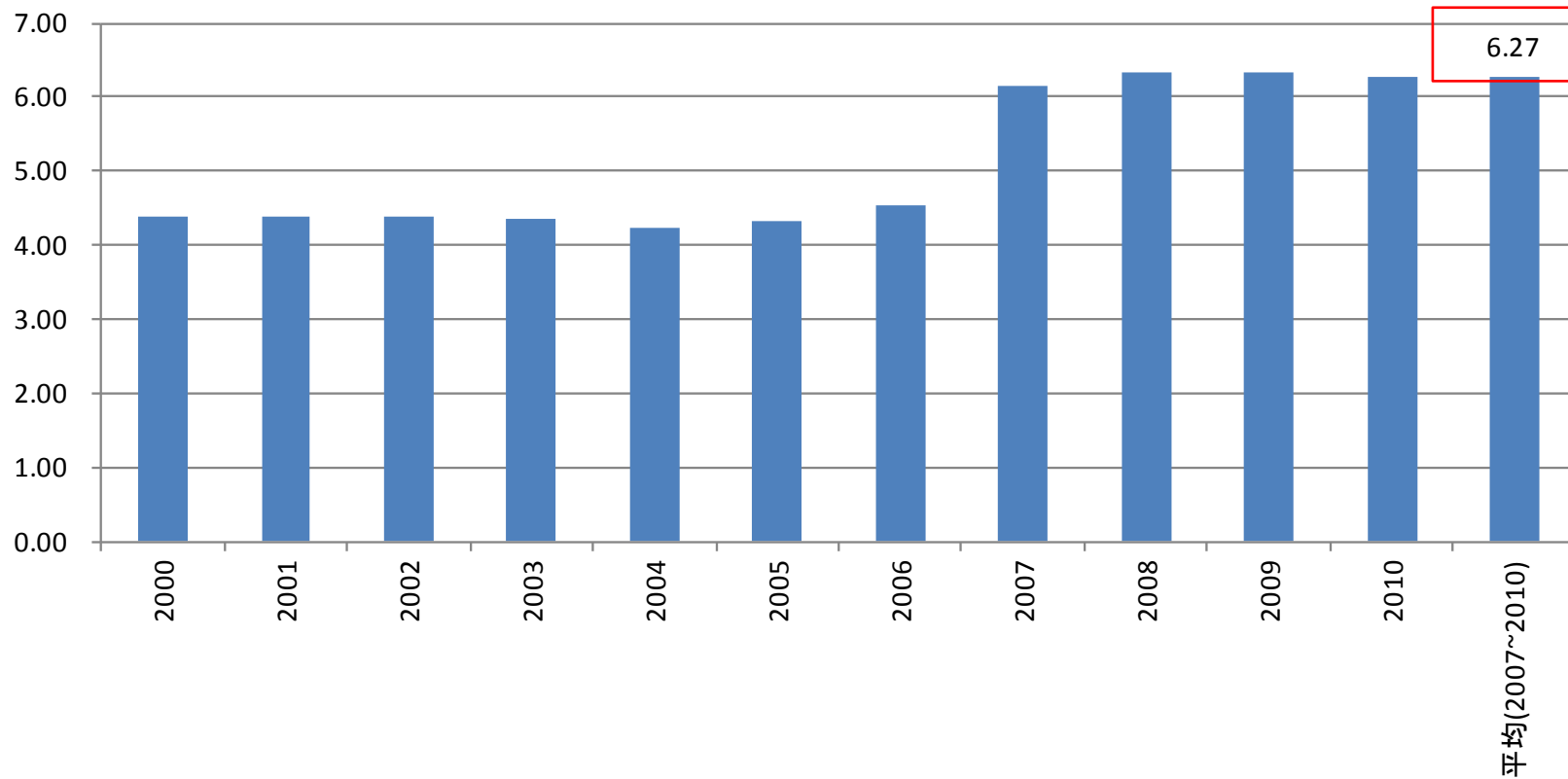


## 固定資産税の実効税率



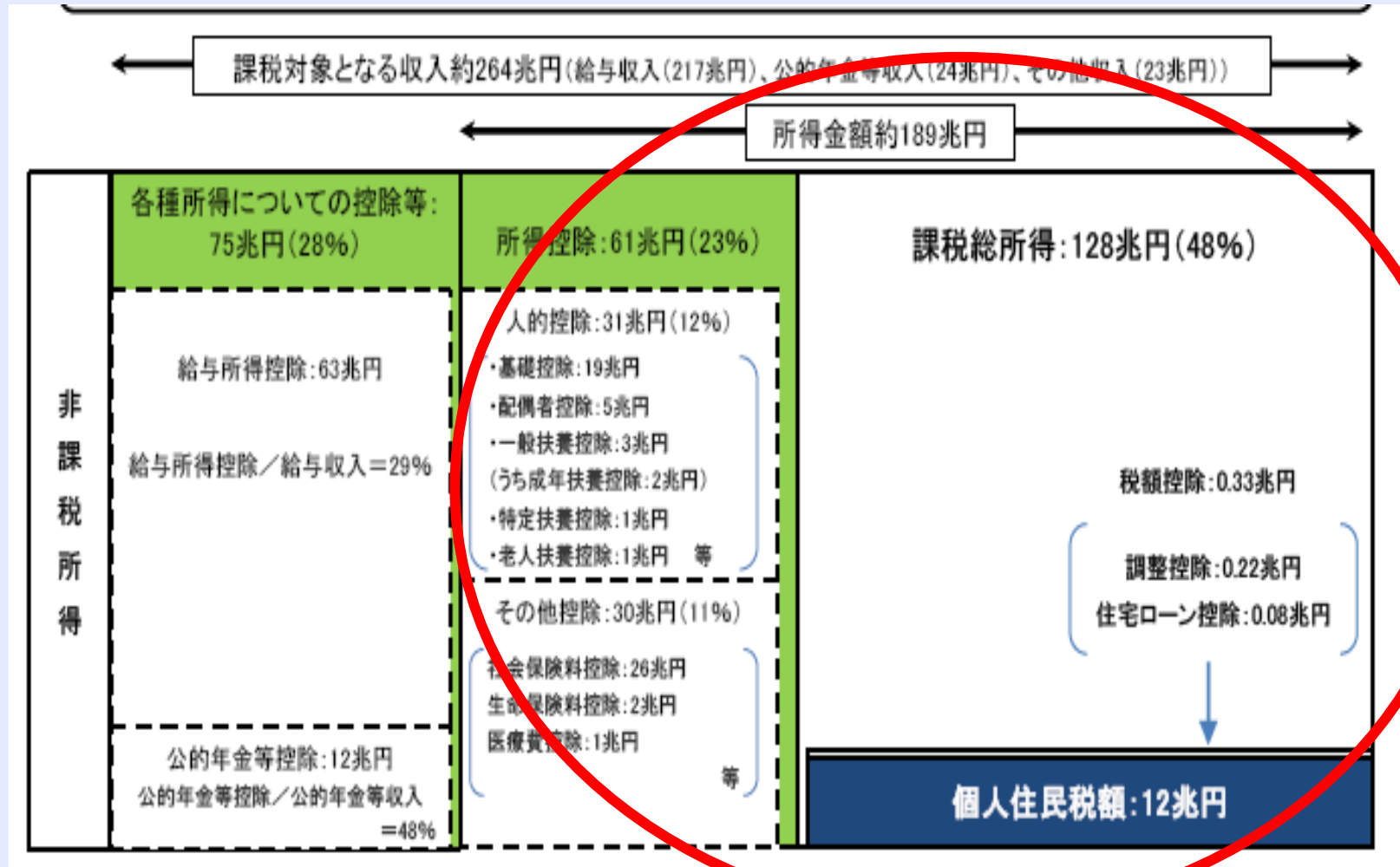
注: 固定資産税収は土地分

## 個人住民税の実効税率(%)



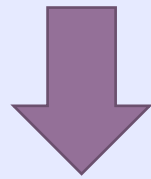
■ 実効税率 = 所得割(都道府県 + 市町村) ÷ 課税対象所得額

# 【第1弾】：課税ベースの拡大



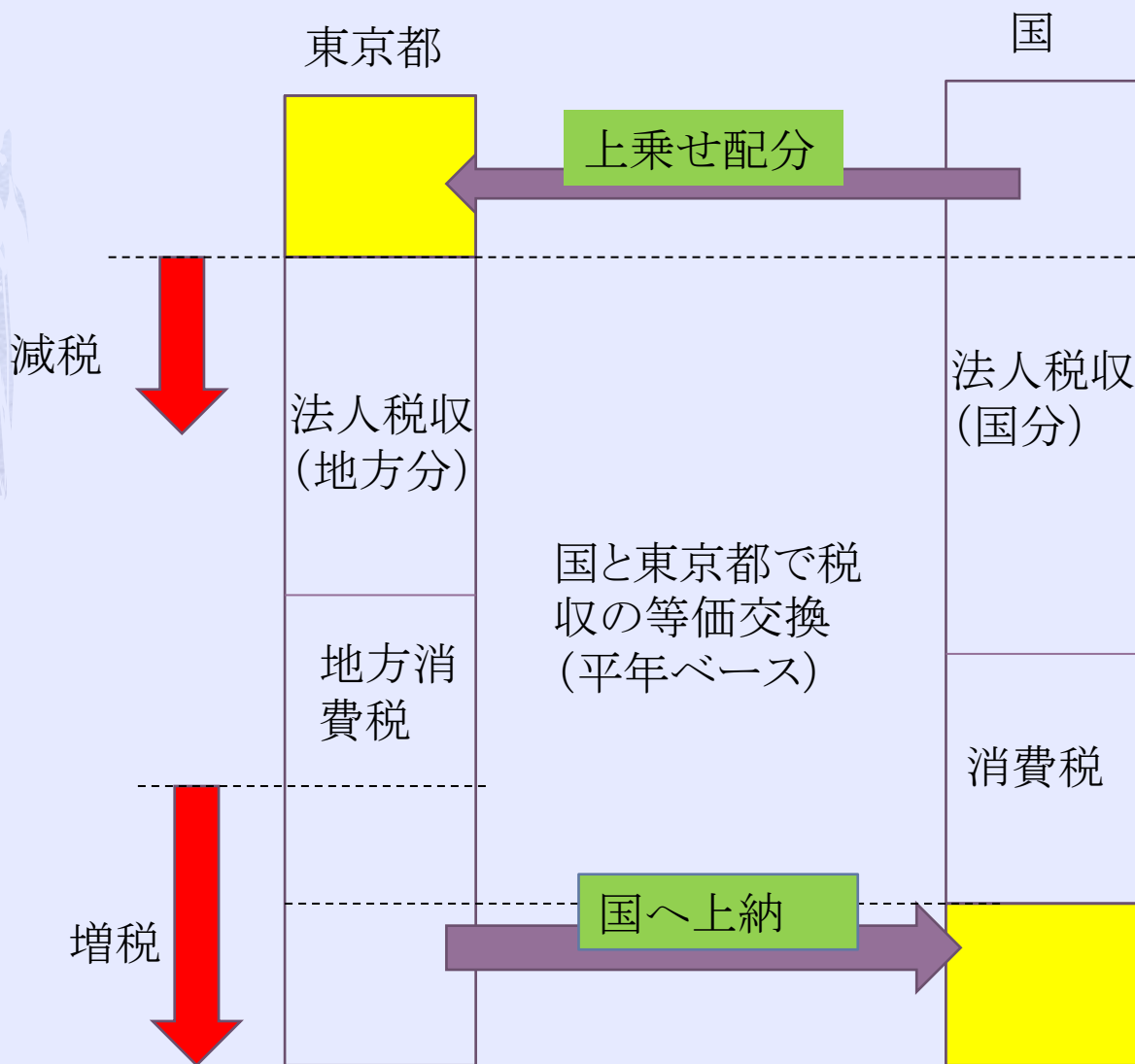
## 【第2弾】地方消費税化

	効果	
法人事業税・特別税 (=共同法人税の地方 シェア)の地方消費税 による代替	地方財政の要請	▶ 税収の安定化 ▶ 税源偏在の是正
	グローバル化への 対応	▶ 法人実効税率の引き下げ



一石二鳥の改革

## 【第2弾】東京都問題：税収の等価交換



- ◆ 統合法人税(地方シェア)減税・地方消費税増税のタイミングで実施。
- 地方消費税の増税分の一部を東京都は国に上納
- 国は東京都に帰属する法人税(共同税)の一部を上乗せして東京都に配分
- 平年ベースで等価交換(実績ではなくみなし)



# 試算

# 試算の前提

- ✓ 2000年から2010年までの平均値ベース
- ✓ 都道府県(レベル)全体、市町村(レベル)全体で各々、税込中立
- ✓ 固定資産税(土地)実効税率 = 固定資産税収(土地) ÷ 「民有地時価総額」の7割 (= 固定資産税評価額を近似)
- ✓ 個人住民税(所得割)実効税率 = 所得割税収 ÷ 「人的控除等の各種控除適用前の課税対象所得額」
- 課税ベースの拡大による拡充

# 地方税の増税

	第1弾	第2弾
固定資産税(土地)	土地の実効税率を <b>0.105%</b> 引き上げ	
個人住民税(所得割)	所得割の実効税率を合わせて <b>1%</b> 引き上げ ✓ 都道府県=0.41% ✓ 市町村=0.59%	
地方消費税		プラス <b>1.7%</b> 増税

# 試算の前提

	単位%
固定資産税の実効率 引き上げ幅	0.105

↑ 土地に係る  
実効税率

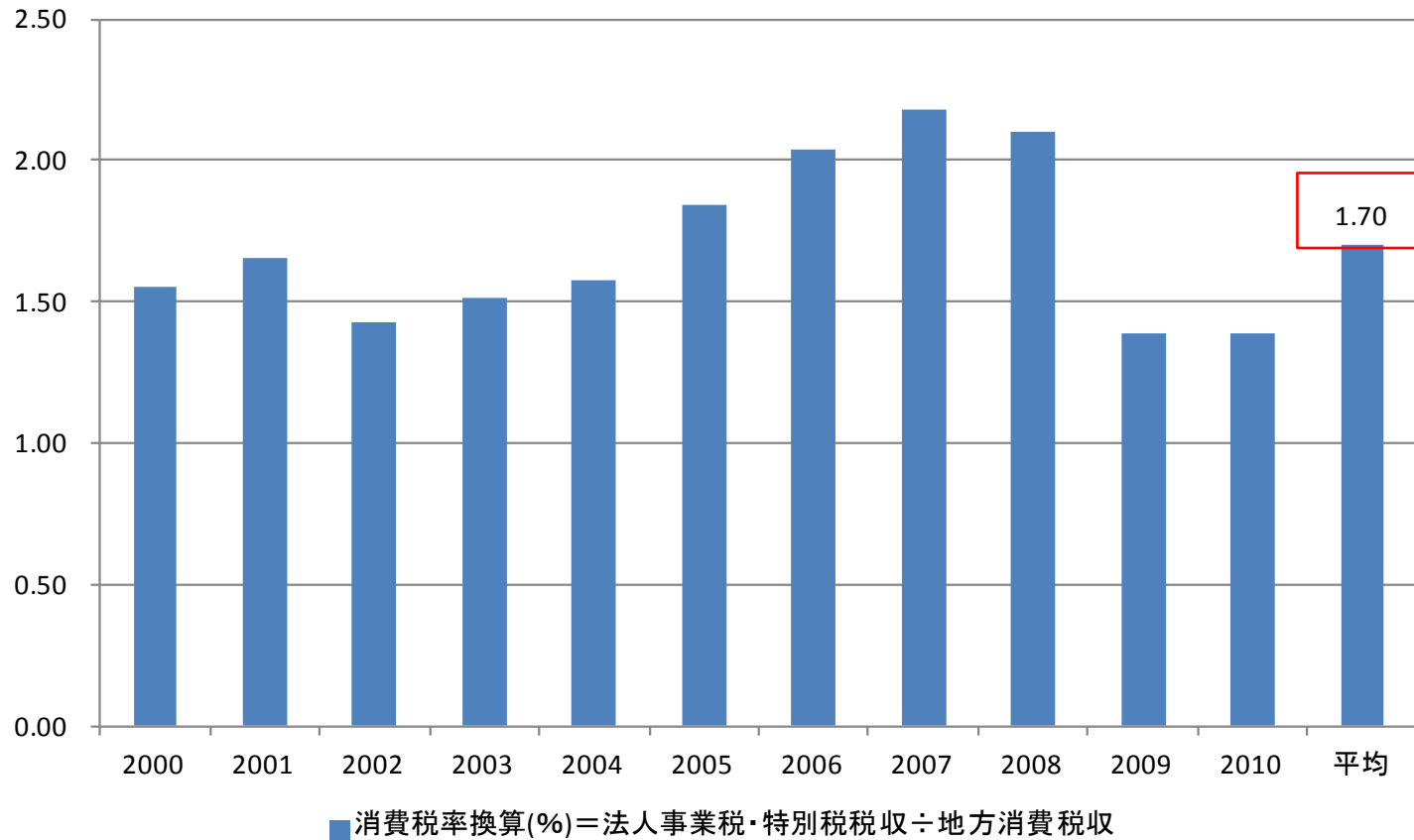
	単位%
個人住民税の税率引き上げ幅	
都道府県	0.41
市町村	0.59
合計	1.00

↓ 所得割の実効税率

✓都道府県(レベル)全体、市町村(レベル)全体で各々、税収中立になるように実効税率の引き上げ幅を決定

	2000～2010年平均(兆円)
課税対象「所得」額	183
免税点以上の土地評価額	766

## 消費稅率換算(%)



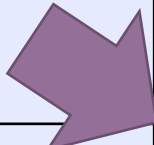
# 改革のメッセージ

# 改革のメッセージ

社会全体	<p>▶新しい経済環境に適応した税制の再構築</p> <p>⇒高度成長型(企業課税を軸)からグローバル経済・高齢社会対応型(消費課税を軸)への転換</p>
地方自治体	<p>▶高度成長型(産業インフラの整備)から成熟・高齢社会型(対人給付・サービスが中心)への受益構造の転換</p> <p>▶国からの財政移転(交付税等)、企業立地(法人二税)を充てにしない安定的な税源の確保</p> <p>⇒安定的な公共サービス提供に繋げる</p>
地域住民	<p>▶税金は地域社会への参加の対価</p> <p>▶応益原則(「広く薄い課税」)は低所得者への配慮とは矛盾しない</p>

# 改革の組み合わせ

		国の政策(再分配機能)	
		現行	低所得者への給付措置
地方税	現行		
	応益課税の徹底	低所得者に過大な負担	公平と効率(コスト意識の喚起)との両立



	公平と効率	前提
理論	トレードオフ関係を勘案=次善	社会厚生関数の存在
政策	公平と効率の「棲み分け」=機能分離	(合意された)社会厚生関数は存在しない



# 税・財政文化の転換点

	従前(通念)	今後
経済	高成長を当然視 ⇒成長に支えられた税制	成長を支える(国・地方)税制 の構築
税	・自分以外の誰かが負担 ・自分が増税＝不公平	・税は皆が「広く薄く」負担 ・社会参加の「会費」
帰結	当事者意識の欠如 ⇒政治・財政への無関心	当事者意識 ⇒政府への監視

# 参考：我が国の地方分権

	現状	あるべき地方分権
地方分権	全国一律＝自治体の規模・財政力とは無関係に同じ権限・責任 ⇒ 集権的分権改革	非対称的地方分権＝自治体の実力に応じた分権 ⇒先行事例の積み重ね
地方税	●「横並び志向」 ➤ 消費税の地方税化 ⇒全国一律税率が前提 ●法人課税に偏重した応益原則	●各地方が独自に財政責任を充足 ●応益原則は住民課税に徹底
国と地方の関係	国の幅広い財源保障が前提 ＝保護者責任	●国と地方の役割分担・責任関係の明確化 ⇒財源保障の縮減・範囲の明確化

# 地方法人課税の何が問題なのか

関西学院大学

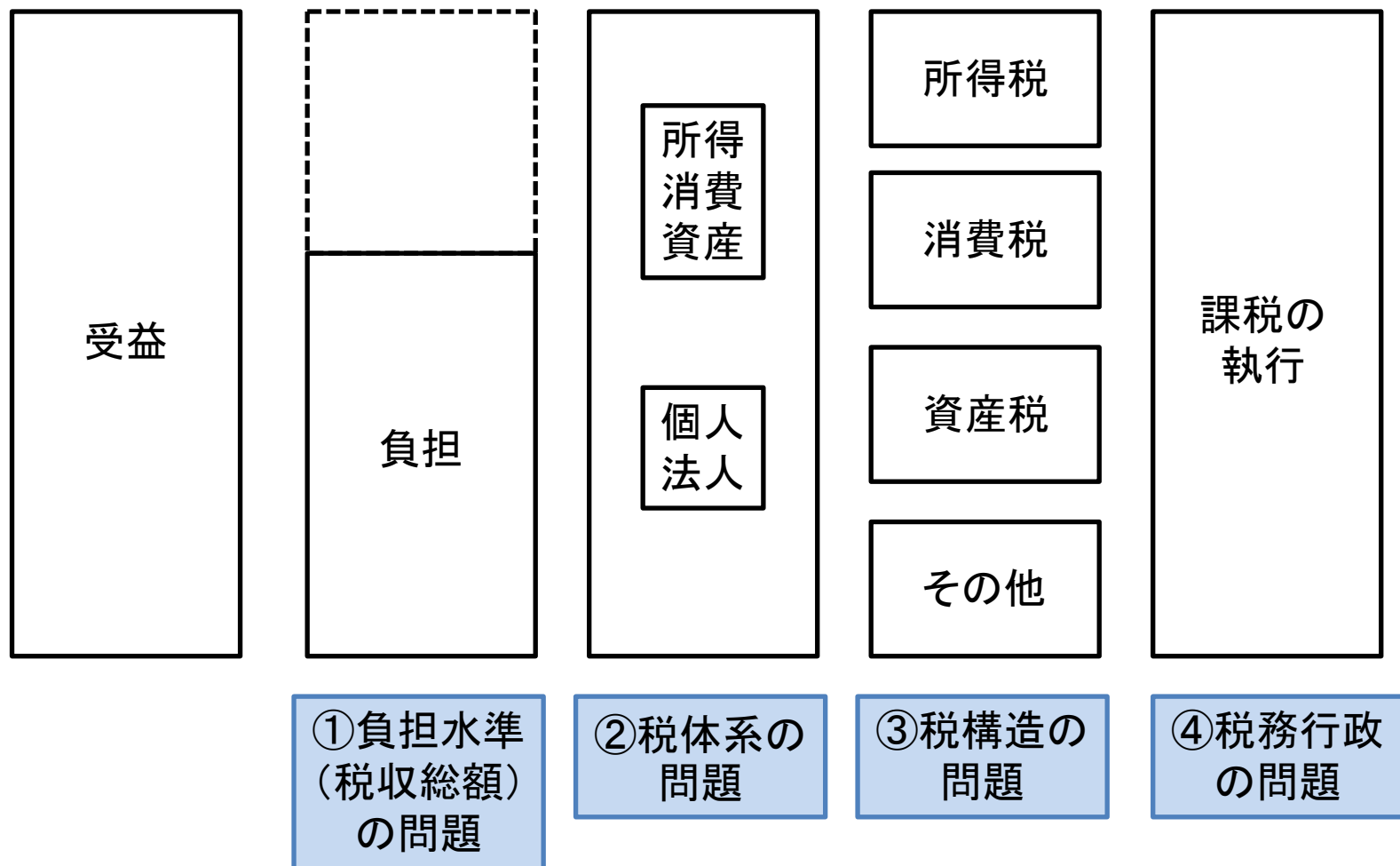
林宜嗣



# 地方税改革の視点

---

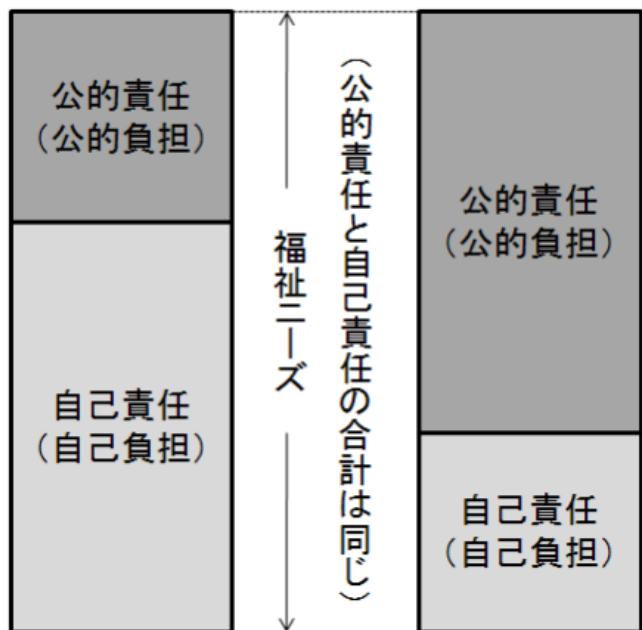
# 地方税改革:どのレベルの改革かを見極める必要あり



# 定型的な「中福祉・中負担」論は問題

- 「北欧型の高福祉・高負担社会が望ましいか、アメリカ型の低福祉・低負担社会が望ましいか」という選択問題の場合、答えは中間、つまり「中福祉・中負担」に落ち着くことが多い
- しかし、国民はほんとうに「中福祉・中負担」を望んでいるのか？

福祉における公私分担考え方  
低福祉・低負担社会      高福祉・高負担社会



負担を「公的負担(税+保険料)」  
ととらえるのではなく、「公的負担」+  
「自己負担」としてとらえる必要あり。

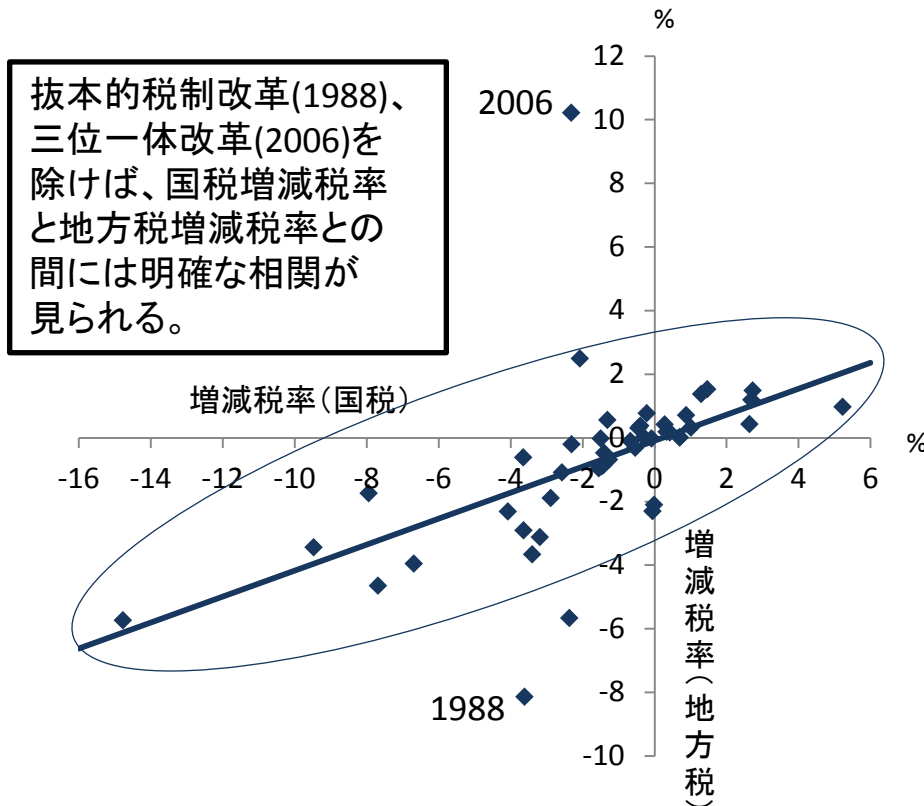
出所) 林宜嗣『分権型地域再生のすすめ』有斐閣。

# 地方税の独立性を強化すべき

かつての税制改革の本流は「租税の一般原則」が根拠  
勤労意欲、消費の歪み、企業の海外競争力等々

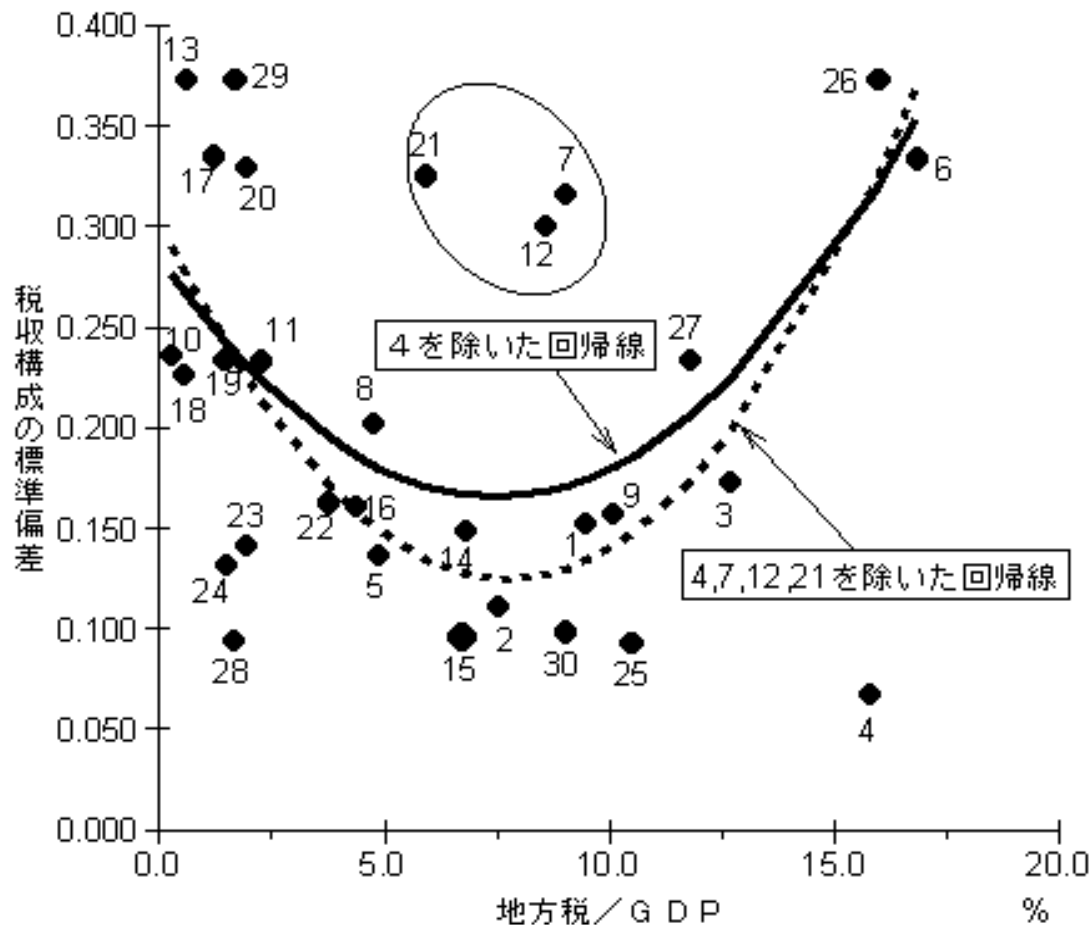


## 国・地方の山分け・痛み分けの構図



# 地方にふさわしい基幹税を地方に重点配分すべき

地方分権が進むと地方税体系のバランスが崩れる



- |            |             |
|------------|-------------|
| 1 オーストラリア* | 16 韓国       |
| 2 オーストリア*  | 17 ルクセンブルグ  |
| 3 ベルギー*    | 18 メキシコ*    |
| 4 カナダ*     | 19 オランダ     |
| 5 チェコ      | 20 ニュージーランド |
| 6 デンマーク    | 21 ノルウェー    |
| 7 フィンランド   | 22 ポーランド    |
| 8 フランス     | 23 ポルトガル    |
| 9 ドイツ*     | 24 スロバキア    |
| 10 ギリシャ    | 25 スペイン     |
| 11 ハンガリー   | 26 スウェーデン   |
| 12 アイスランド  | 27 スイス*     |
| 13 アイルランド  | 28 トルコ      |
| 14 イタリア    | 29 イギリス     |
| 15 日本      | 30 アメリカ*    |

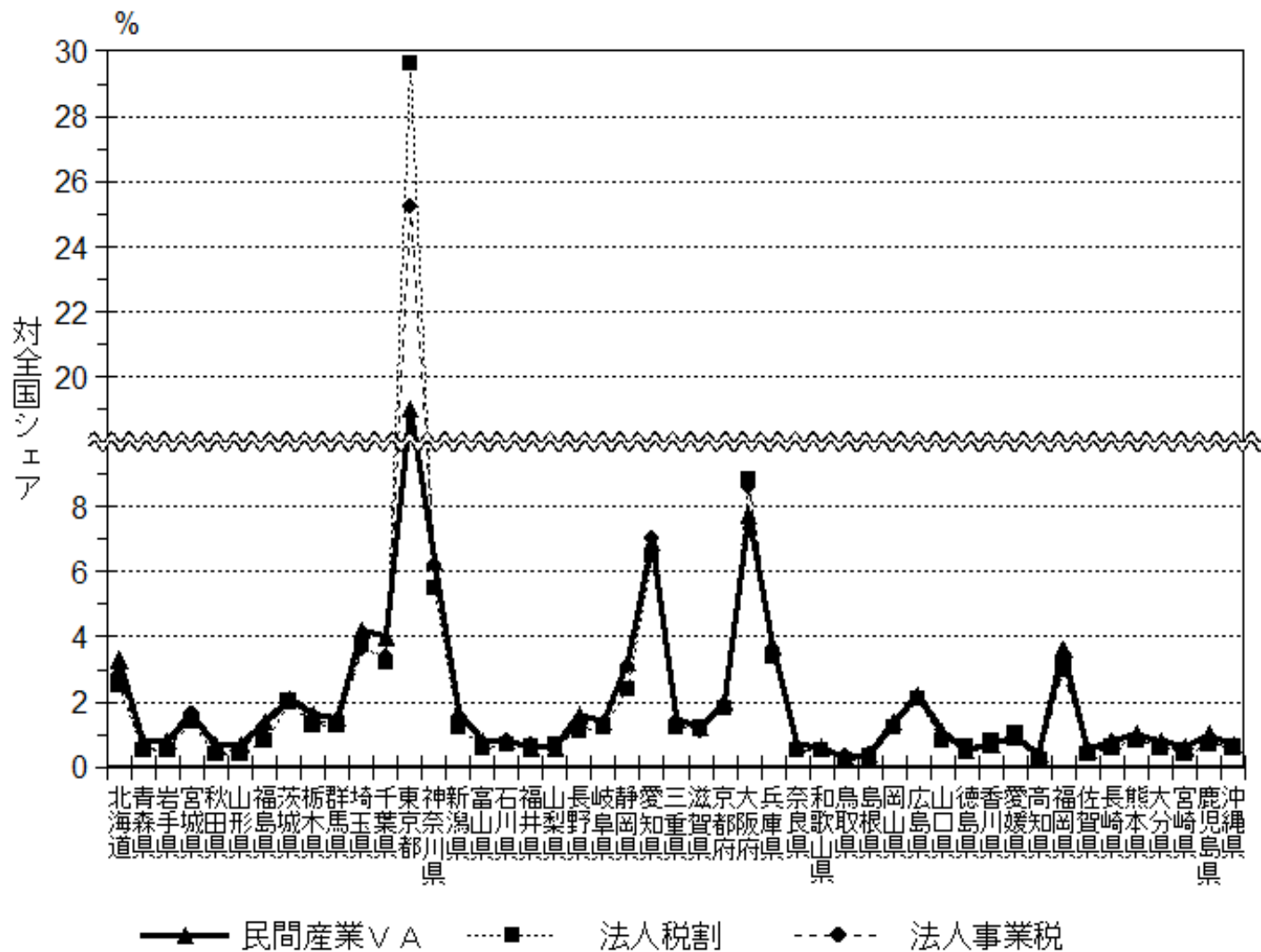
\*は連邦国家。  
OECD, Revenue Statistics 1965-2005



# 地方法人課税改革の視点

---

# 税収の偏在は問題か？



# 税収偏在問題の本質

---

東京を除けば、法人二税の税収シェアは民間産業の付加価値額シェアと相関利益法人は大企業がほとんどであり、分割基準に事業所・従業者数など外形を利用していることから、当然の結果。

シェアに若干の相違(東京都の税収シェアが大きい)があるのは、民間産業VAは全企業であるのに対して、税負担が大企業に偏っているため。

従業員規模300人以上の法人を対象に、製造業の従業者数、その他法人(電気・ガス等を除く。工場従業者1/2加算前)の従業者数・事業所数(シェア)で説明すると、法人事業税のシェアの99.8%が説明可能。

法人税割シェアに対する従業者数シェアの説明力は98.9%。

➡ 法人事業税:完全外形課税にすれば格差は縮小

GDP型VAT

しかし、……

# 税収偏在はさらに拡大する可能性

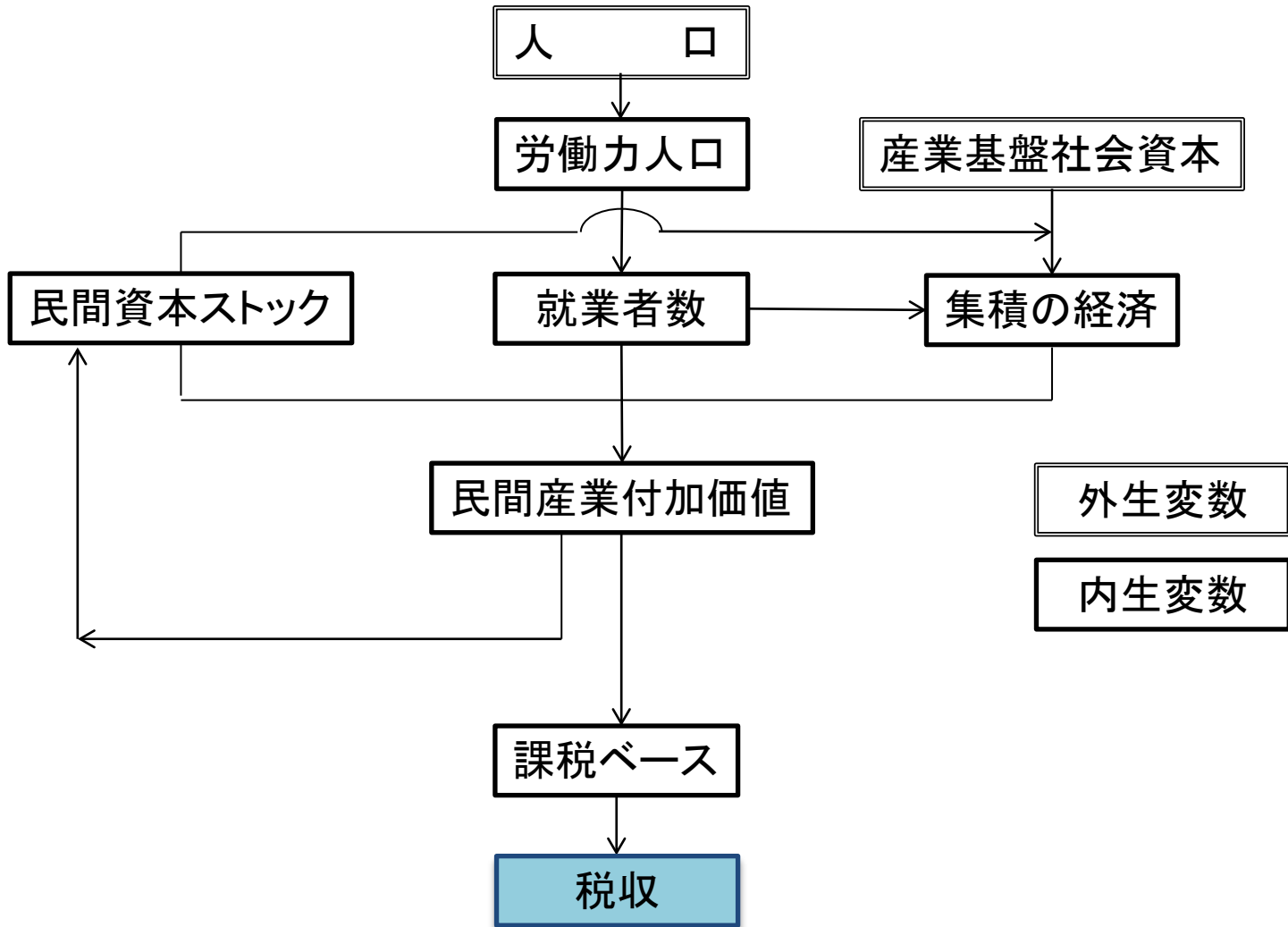
実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結  
 格差是正のためには、分割基準の操作が必要。  
 現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率  
 (2010～35) (単位:%)

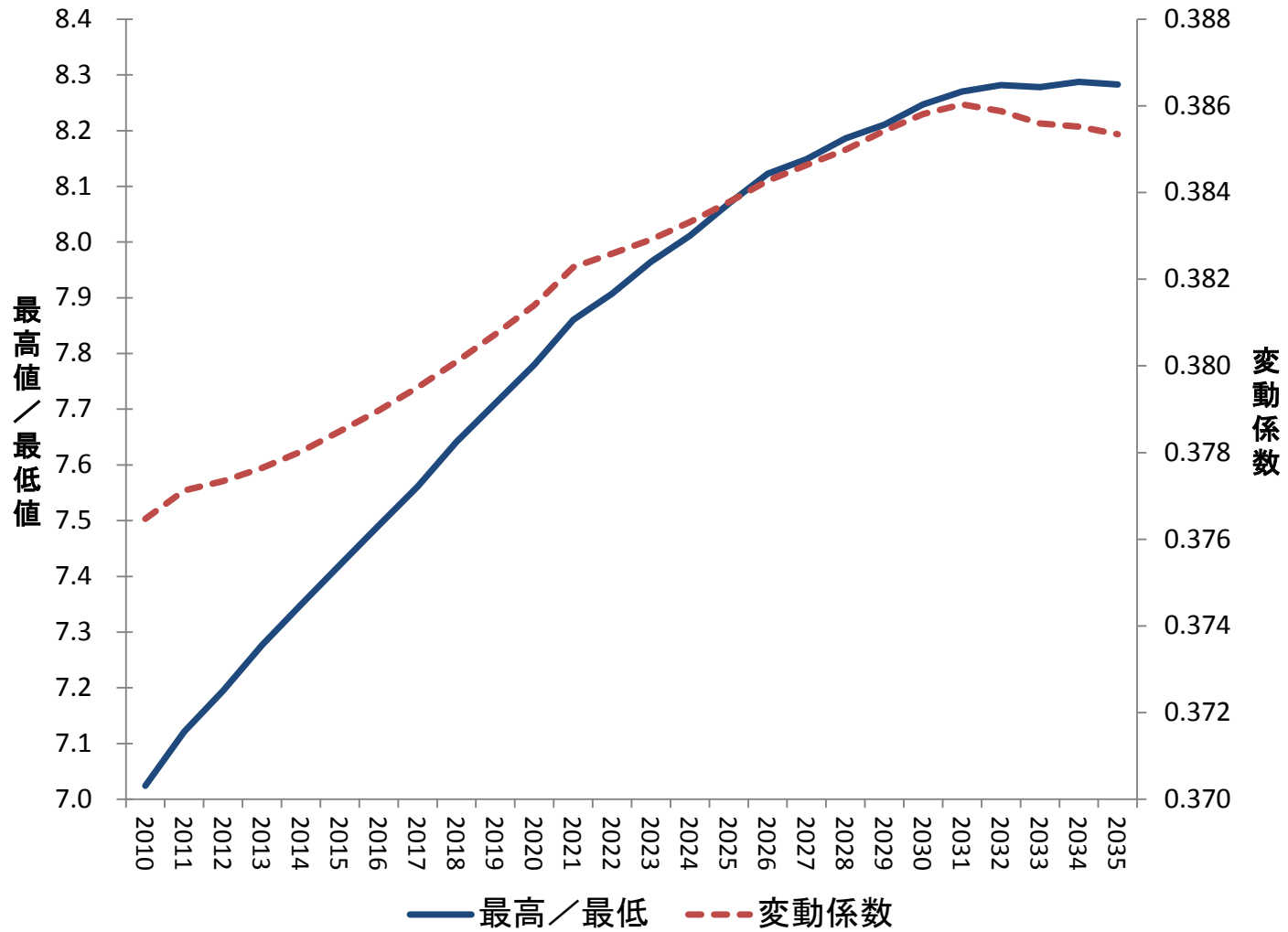
	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.5
青森県	-26.9	-38.8	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.6
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-16.0	-26.0	長野県	-19.4	-27.9	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.9
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29.0	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24.0	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.9	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18.0	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.8
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3.0	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.8
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.5

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)  
 労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

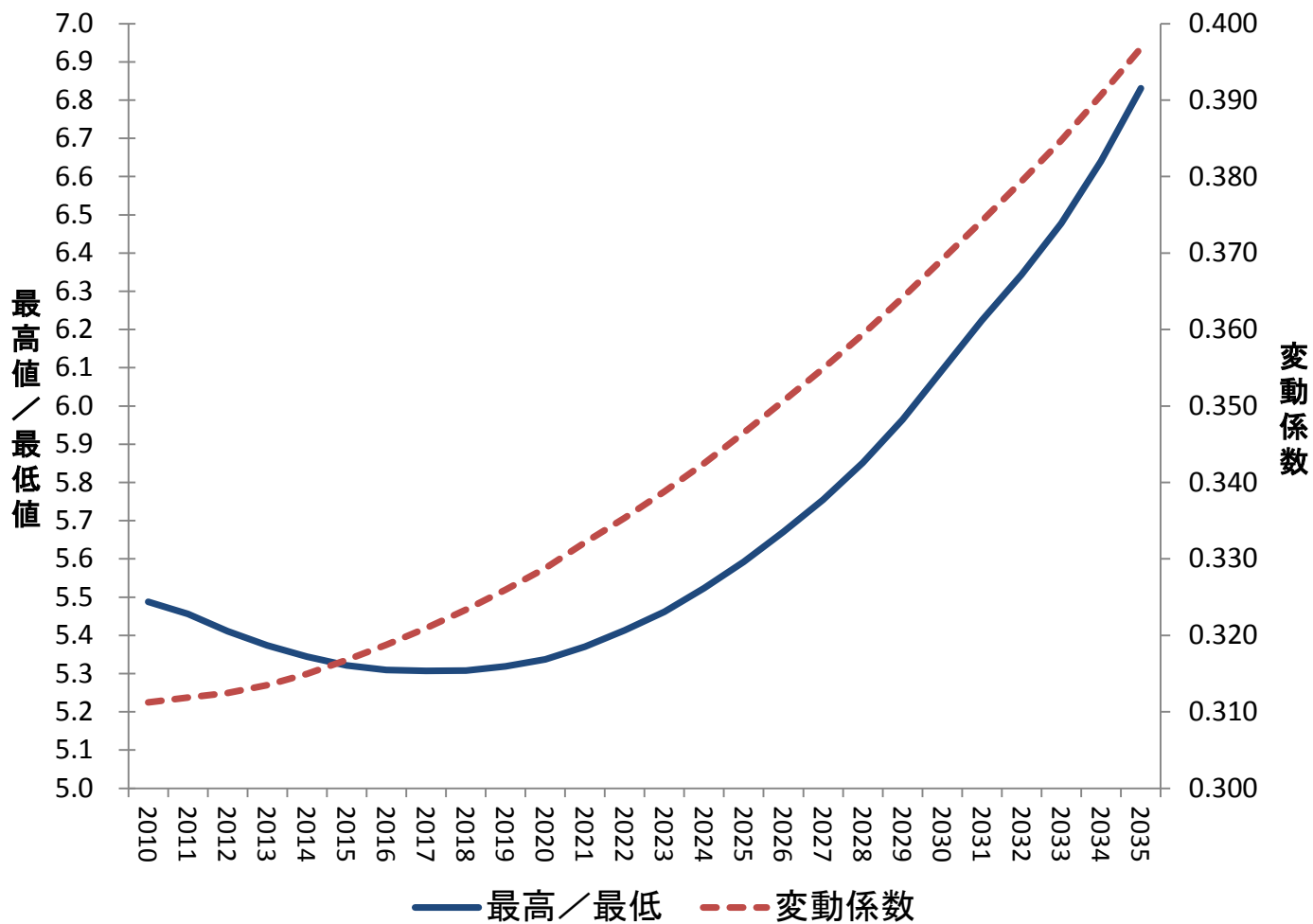
# 将来予測のためのフロー・チャート



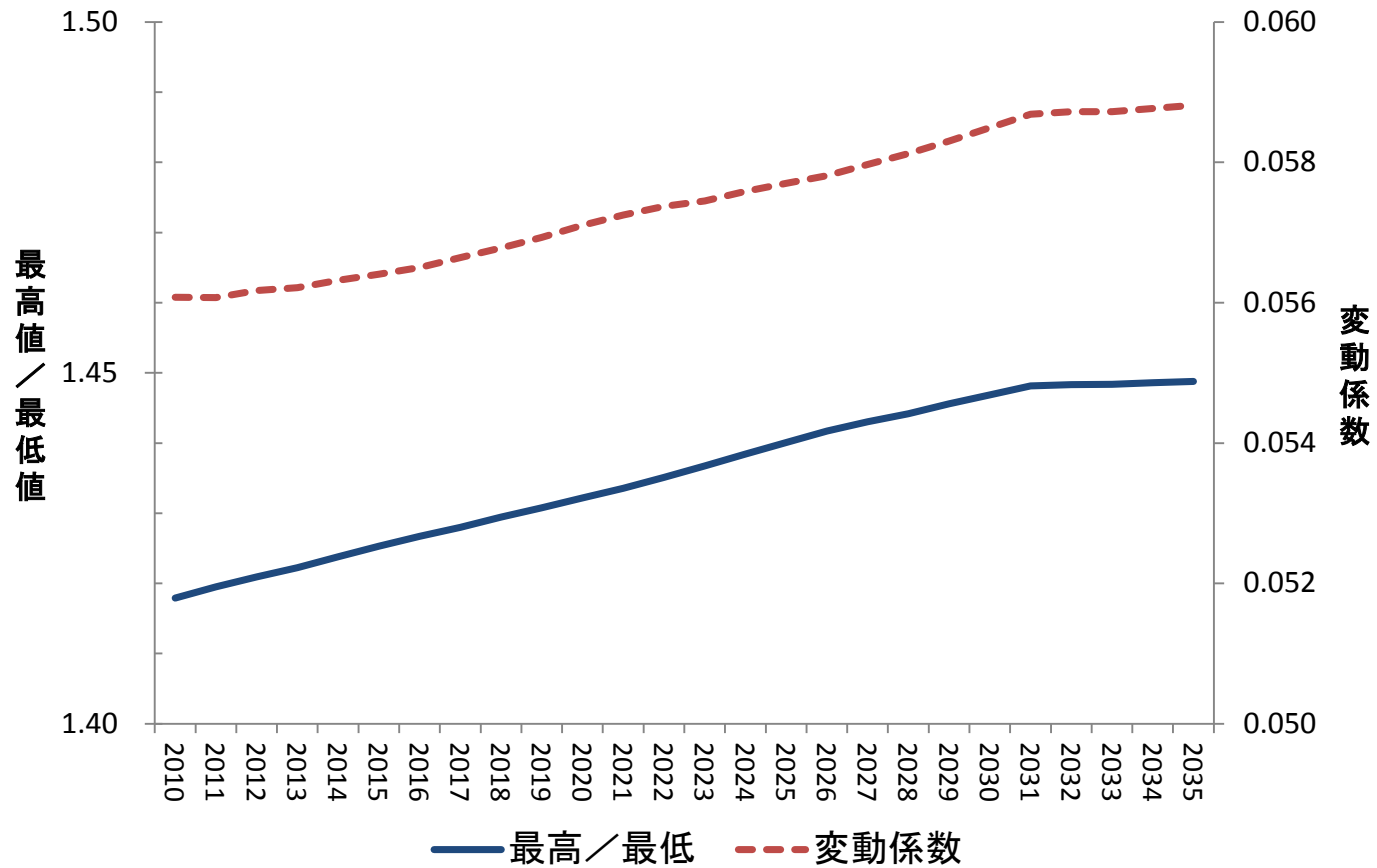
# 法人住民税法人税割(人口当たり)の格差予測



# 法人事業税(人口当たり)の格差予測



# 地方法人特別譲与税(人口当たり)の格差予測



金額は人口1000人当たり(単位:100万円)

	2010		2015		2020		2025		2030		2035	
最低	千葉	9.55	千葉	10.18	千葉	10.70	千葉	10.88	千葉	10.86	千葉	10.59
最高	東京	13.54	東京	14.52	東京	15.32	東京	15.66	東京	15.71	東京	15.34
最高値／最低値	1.418		1.425		1.432		1.440		1.447		1.449	

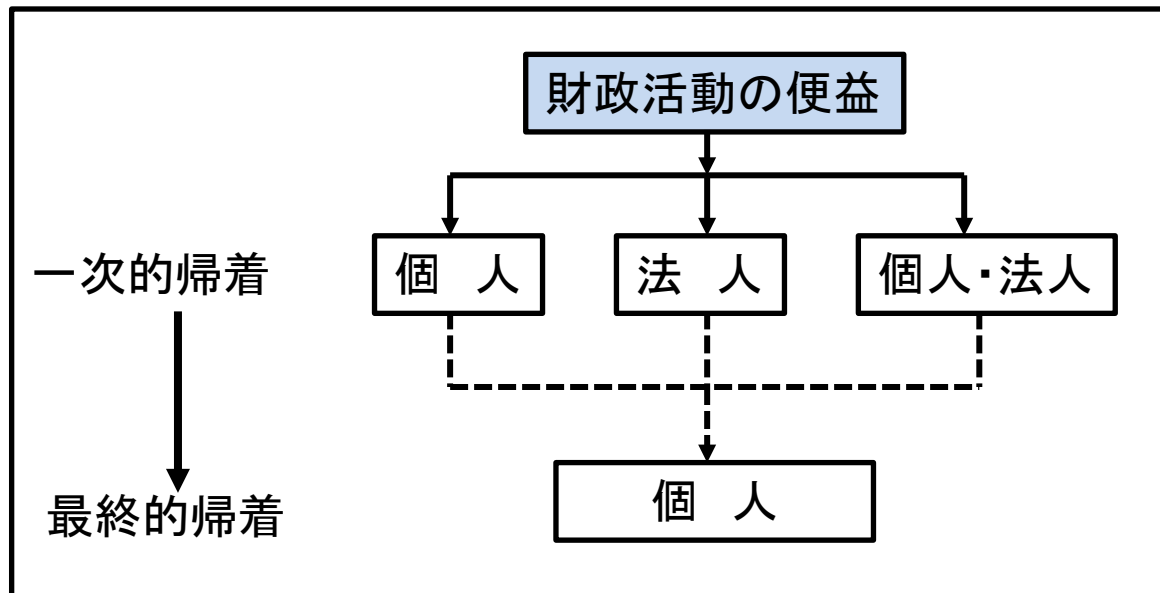


# 地方法人課税の意義

財政の便益と負担は最終的には個人に帰着する

最終的な便益の帰着が明確に判断できるなら、(応益を前提とした)税は個人の便益に応じて課税すればよい。

しかし、どのような経路で、どのグループに便益が帰着するかは不明。



そこで、次善策として

法人に一次的に帰着する部分は法人に対する課税で。

# 法人税事業税と法人税割の類似点と相違点

---

## 法人事業税

法人税の計算において損金扱いされていること、分割基準として企業の活動実態を表す代理指標として外形的要素を取り入れていることから、企業活動に関する応益課税としてとらえることができる。

しかし、課税ベースは一部が外形しかも、資本金1億円以上という問題。

## 法人税割

法人税をどうとらえるかに、現行制度の評価が左右される。

### 擬制説

分割基準(従業者数)で配分することは問題。

分割基準に従業者数を用いているとすれば実在説

利潤に課税(法人税割)するのは問題ではないか。

# 法人課税に大きく依存する地方財政の構造

## 税負担と受益の一次的帰着（林試算：2009年度）

		(単位:10億円・%)				
		社会全体	個人	法人	合計	
負担	都道府県税		9,277	4,749	14,026	
		※	66.1	33.9	100.0	
	市町村税		9,277	6,165	15,442	
		※	60.1	39.9	100.0	
	合計		11,843	8,447	20,290	
		※	58.4	41.6	100.0	
		21,120	13,197	34,316		
受益	都道府県		61.5	38.5	100.0	
		※	21,120	14,612	35,732	
	市町村		59.1	40.9	100.0	
		※	9,394	16,400	2,693	30,182
	合計		31.1	54.3	8.9	100.0
		※	9,991	19,038	3,699	33,973
		29.4	56.0	10.9	100.0	
		19,385	35,438	6,392	64,155	
		30.2	55.2	10.0	100.0	

※印は地方法人特別税を含む場合。  
 受益において社会全体、個人、企業の計が合計と一致しないのは他に農業があるため。

# 法人二税改革の方向

---

## ◆ 応益課税の観点から外形標準課税は拡大すべき。

課税法人を資本金1億円超としたために、適用対象は大企業に限定

現行制度は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であるといった問題が指摘されている。応益課税の原則と税制の基本である簡素化に照らして、整理統合などの検討を行うべき。

## ◆ 「外形標準課税の適用」と「税負担の軽減」をセットで改革すべき。

## ◆ 法人事業税と法人住民税(法人税割)とは別の課税根拠と考えるべき。

法人事業税の国税化(地方法人特別税)ではなく、法人住民税の国税化こそ必要

## ◆ 地方法人課税の地域間格差は問題だが、格差是正を目的とした対策(分割法人・特別譲与税)は問題あり。

税制改革の結果としての格差是正こそ重要。それでも格差が残る場合は財政調整で解決すべき。